

平成29年度

予算審査特別委員会会議録

平成29年 3月14日 開会

平成29年 3月16日 閉会

大樹町議会

平成29年度予算審査特別委員会会議録（第1号）

平成29年3月14日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員指名
- 第 2 議案第 24号 平成29年度大樹町一般会計予算について
- 第 3 議案第 25号 平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算について
- 第 4 議案第 26号 平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 27号 平成29年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 28号 平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 29号 平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 30号 平成29年度大樹町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 31号 平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席委員（10名）

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 11番 柚原千秋 | | |

○欠席委員（1名）

- 10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 布目幹雄 |
| 総務課長 | 松木義行 |
| 総務課参事 | 大林一博 |
| 企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター
所長 | 黒川豊 |
| 住民課長 | 林英也 |
| 保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立
尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 村田修 |

農林水産課長兼町営牧場長
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長
会計管理者兼出納課長

瀬 尾 裕 信
鈴 木 敏 明
高 橋 教 一

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長兼学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

浅 井 真 介
角 倉 和 博
井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会会長
農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜
森 博 之

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長
係 長

小 森 力
鎌 塚 喜代美

◎開議の宣告

○委員長

ただいまの出席委員は10名であります。
定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。
委員席につきましては、ただいまご着席のとおり指定いたします。
本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。
委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、
5番 西田輝樹委員
6番 菅敏範委員

を指名いたします。

◎日程第2 議案第24号から日程第9 議案第31号まで

○委員長

日程第2 議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算についてから、議案第31号平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件については、去る3月7日の本会議において、提案理由と内容の説明が既に終わっています。

お諮りいたします。

議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算についてから、議案第31号平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件については、本委員会での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第31号までの8件については、本委員会での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

次に、質疑に入りますが、その前にご連絡いたします。

理事者より、本委員会での各会計予算の審議に際し、主幹、係長等の説明員として出席させたい旨の要請がありましたので、これを認めることにいたしたいと思いません。

なお、主幹、係長等からの説明に当たっては、特に理事者から申し出があった場合に限り、委員長において指名することといたしますので、ご了承願います。

また、質疑に当たり、事項別明細書に記載されていない事項につきましては、総括質疑でお受けすることにいたします。

また、関連質疑については、さきの質問者が終了してから、新たに質疑されるようお願いいたします。

日程第2 議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算についての件を議題といたします。

最初に質疑を行います。

質疑は、歳出歳入の順で行います。

初めに、歳出からページを区切って、款ごとに質疑を行います。

それでは、事項別明細書の27ページから28ページの1款議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、27ページから54ページの2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

28ページのところですが、説明の職員の手当等というところ、3節職員研修事業ということで153万9,000円の予算なのですが、その内容と人数等についてお願いをいたします。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまの職員研修事業についてご説明を申し上げます。

総事業費153万9,000円の内容でございます。こちらにつきましては、職員研修用の講師の招聘にかかります講師の謝礼、こちらが30ページの報償費のほうに計上してございます13万8,000円でございます。

続きまして、研修旅費というのがございます。こちらは、町村会が主催してございます新たに採用された職員の基礎研修、こちらにつきましては4名分の計上でございます。単価1万円でございます。それから、町村会採用2年目の職員研修がございまして、こちらにつきましては9名分、2万円の計上でございます。続きまして、中級研修ということで、採用後5年程度経過した職員に対する研修、6名分を計上してございます。

それから、交流事業調整旅費というのがございまして、こちらにつきましては、大樹町役場以外の場所に勤務先を設ける、例えば道庁への派遣であるとか十勝総合振興局並びに町村会等への派遣、この場合にかかります経費について一部研修旅費という形で支弁してございます。こちらにつきましては、今回、帯広市を職場とする者並びに札幌市を職場とする者ということで、2名を計上させていただいております。

それから、そのほかに大樹の消防署から十勝の広域消防のほうに派遣されている職員がございまして、こちらにつきましても通勤ということもありまして、差額、かかります経費という部分支弁をしております。

このほかの研修といたしましては、平成29年度、もしくは平成30年度に退職を迎える方のライフプランのセミナーということで、札幌のほうに4名ほど派遣する旅費をもってございます。

このほか、負担金、補助及び交付金の中で、十勝町村会と帯広市役所が一緒になって十勝管内の職員研修を開催してございます。それにかかる経費につきましては、市と町村会の折半なのですが、その部分につきましては、大樹町からの参加者割で経費を負担してございます。こちらの経費が28万2,000円という形で、合計153万9,000円となるものでございます。

以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

わかりました。詳しくね。どの研修も大事なのだというふうに私も思っているのですね。それで、その中で、特に新人の方々の研修、日数をちょっと聞かなかったのですが、今は何日やっているのか。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

町外に派遣して町村会研修を受けているのは、2泊3日で行ってございます。

○委員長

志民委員。

○志民和義委員

2泊3日ということで、私、この2泊3日は大変な中身の濃い事業だというふうに聞いております。そして、行った方からお話を聞きますと、特に仲間同士のつながりが非常に強くなったということで、お互いわからないことも、その後連絡を取り合うとか、これは私自身も、それはもう何十年前に経験していることなのですが、この研修制度を2泊3日がいいのか、私は3泊か4泊ぐらい必要でないかなという、1週間単位で、できれば4泊なり4泊5

日ぐらいなりあっても、今後の職員の成長のことを考えると、決して無駄ではないというふうに考えていますが、その点についての考えはいかがでしょうか。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

しっかりした研修をより深くということのご意見と思います。

実は、従前、北海道自治研修所というところがありまして、そこにつきましては、新人だけではないのですけれども、各目的に応じて1週間程度、2週間程度、4週間程度というような研修がございました。ただ、そちらの研修のほうに派遣する市町村にとりましても、1週間、2週間という数字で職員がいなくなるというのは、かなりの負担になります。また、その施設につきましても、北海道庁が経営していたのですけれども、そこを取り壊して、専門的な研修は道内持ち回りという形でやっております。

確かに新人のときに、横の連携を深める、そのときの悩みを打ち明けるといような、非常にメリットはあるのですけれども、研修は、当然1年目、2年目、5年目、それから各仕事に必要な専門研修等もごございます。今現在、私としては、2泊3日でまず顔つなぎで、公務員としての基礎的な部分を覚えるというところで、ある程度成果は出ているのだろうと思います。

またもちろん、新人につきましては、大樹町役場といたしましても、町の状態であるとか課題であるとか、今までの取り組みであるという部分を、管理職もしくは特別職からレクチャーなんかをしながら研修機会の充実には努めてごございますので、必ずしもこの2泊3日を伸ばすだけではなく、いろいろな制度を使いながら研修していくことにより、職員の資質向上につながるものと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ28、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の1節報酬で、嘱託職員の報酬なのですが、前年度比460万円の減額で計上されています。説明の中で、2名減ということだったのですが、多分、去年は4名という話を聞いていたので、2名減の2名になったと思って、それは2名分の報酬を減らしたという理解でいいのかということと、それから、2名を減らした理由と減らしたことによる業務に関する支障はないという理解なのか、まず1点それをお聞きしたいと思います。

もう一つ、言っていていいですか。一つずつ行きますか。いいですか。

同じく7節の賃金で、再任用職員の……（「菅委員、ページ数を教えてください」と声あり）30ページです。再任用職員の賃金が520万円増額計上されているのですが、合計人

数は8名だという説明があったのですが、何名増員になったのかだけ、教えてください。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

まずそれでは、最初の28ページ、総務費の1節報酬、嘱託職員報酬の減の内容についてご説明を申し上げます。

前年比から大幅に落ちておりまして、人数につきましては、4名計上が2名ということで間違いございません。この4名につきましては、昨年、海洋センターの管理人ご夫妻で2名、それから公衆浴場の管理人、同じくご夫妻で2名を計上してございました。今年度2名となりましたのは、公衆浴場の管理人なのですが、実は身体に若干故障がありまして、奥さんのほうが昨年度手術、ご主人、主たる管理人のほうがこの3月に手術をしております。医者診断書等に基づきまして、復帰まで1年以上かかるのではないかとというような診断がございまして、奥さんにつきましても、その間の介護等もございまして、ましてボイラーの資格とかはございませんので、こちらのほうの職務は務まらないだろうということで、とりあえず最低1年は職務に復帰できないというお話を聞いてございまして、そこで1年間、休職中は給料が出ませんので、報酬の額を減額したものでございます。

業務への支障ということなのですが、今現在、実は既に管理人ご夫妻につきましては、公衆浴場のほうを出まして、札幌のほうに入院もしくは転居してございます。その間、どうしますかという話なのですが、シルバー人材センターとご相談をさせていただきました。その間の一年程度何とかしましょうというご判断をいただきました。それで、そういった形でシルバー人材センターはもちろん1人に特定はされませんが、交代で何とかしますよというご回答をいただいておりますので、業務に対する支障はないものと考えてございます。

それから、30ページの7節賃金の再任用職員の賃金でございますが、再任用職員の賃金につきましては、昨年度より1,023万8,000円、増額計上でございます。人数につきましては、平成28年度は5名計上が、平成29年度は8名の計上としているものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長

ほかに。

○菅敏範委員

最初の公衆浴場の嘱託職員2名なのですが、お話によると、入院したりして札幌へ転居したということなのですが、1年間経過を見て、職務復帰もあるという判断をしているのか、そこだけ教えてください。

○委員長

菅委員、うちのほうで指名してからお話ししてください。指名するまでに話をしているの

で。（「わかりました」の声あり）

松木総務課長。

○松木総務課長。

公衆浴場の管理人の関係でございますけれども、実は、平成29年度で65歳の定年を迎える年齢に達してございます。嘱託職員の関係につきましては、主たる管理人が65歳をもって定年した場合は、奥さんが例えばその上であろうと下であろうと、同年退職ということの規定の中でうたってございます。

復職の部分なのですけれども、実は医者診断書が1年のリハビリを要するという形になってございます。ただ、ご本人とお話した折に、清掃とか除雪とかという作業があつて、かなり自信がなさそうな話をされてございました。また、そういった形で、本人は、1年半はかかるかなみたいな話をされてございまして、そうなりますと、復帰するにしても即退職という形になってしまうというのがございます。そこにつきましては、私どもとしまして、本来管理人を置いている施設が、ずっとシルバー人材センターということにもなりませんので、ご両人ともお話をした上で、お辞めいただくということも含めながら引き続きご相談をした上で判断したいと考えてございます。

以上です。

○委員長

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、53ページから68ページの3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

56ページ、2款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節の負担金、補助及び交付金で、説明がされたと思ったのですが、臨時福祉給付金が本年度1,650万円で、事業のほうでいうと1,800万円の計上ですから、諸経費を含んだ額が1,800万円というふうに理解しているのですが、それでいいかということと、平成28年度より大幅に増額に

なっているのですが、その増額になった理由について説明をしていただきたいと思います。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

臨時福祉給付金についてでございますが、臨時福祉給付金は、委員からご質問ありましてとおおり、総額の中で1,800万円ということで間違いはございませんが、今年度の支給対象者につきましては支給額が1万5,000円となっております、1万5,000円の方の支給を大体1,100人程度ということで見込んでおりまして、ここで1,650万円ということでの金額を計上させていただいております。

昨年は1人3,000円ということで計上しておりましたので、額が3,000円と遺族年金等の対象者につきましては3万円ということで、2回ありましたけれども、そういったことでの金額の差異が出ているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

63ページの8目公衆浴場費でございます。1,071万7,000円。公衆浴場について、今年度こうやってまた予算を計上していただきました。要望していただいて大変ありがたいのですが、今年1年は予算がついたのですが、これは要望もあるので、機械の具合はどうなのでしょう。機械の、浴場の設備なんかは古くなっているというふうに一時期聞いていたのですが、その後どうなのでしょう。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

機械につきまして、確かに古くなっておりますが、修繕できる部分は修繕して使っていくような形で、今年も昨年と同様、修繕料ということで120万円ほど見込ませていただいております。

以上でございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

56ページ、シルバーセンター運営補助金、これ毎年、同じ金額が大体出ているのですが、今回、この運営費というのはずっと変わらないでいこうと思っているのか、減額をしようとしているのか。それから、今後この体制ですべてシルバーセンターを行っていくのか。よそ

の町村では法人をつかって別になっているところもあるようでございますが、そういうお考えは一つもないで、ずっと助成をしていくのかどうかをお聞かせください。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

シルバーセンターの運営につきましては、社会福祉協議会とも併せて協議をさせていただいているところです。委員ご指摘のように、法人化して、いろいろな上部組織に加わればやれる業務も加わるとか、そういったことも含めて、局長のほうもそこをちょっと検討していきたいということをおっしゃっておりました。ただ一方で、シルバーセンターの登録していただける方も若干減りつつあるということもありまして、組織全体でどうしていくかということもちょっと今検討したいというお話はされておりました。

今年度も昨年と同様、引き続きシルバーセンターの開拓員の給与の補助ということで100万円は見込んでおりますけれども、法人化も含めてどのようにするかということとはちょっと検討課題としては上がっておりますので、そこも含めて社会福祉協議会の方と新年度含めて協議をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

それから、検討と言うのだから、いつまで検討するのかわかりませんが、結論はいつごろお出しになるつもりなのかということのお願いをまずしておきます。

シルバーセンターに委託をして責任を持って仕事をしていただくのに、突然、仕事がもうできませんと、こういう契約はどういうふうになっているのか。建設水道課のほうがいいのか、そっちで把握はできているのかどうか。検針を突如として、もうできませんということ、慌てて建設水道課が業者に頼んだという実例が、それで金額も上がってしまったと。こういう場合は、サイドとしてはどういうお考え。一般企業であれば、違約金とか発生するのですが、シルバーセンターにはそういうペナルティーとか、ないのですか。

○委員長

安田委員、総括でお願いします。よろしいでしょうか。

○安田清之委員

だめです。中身聞けない、これでは。契約……

○委員長

検針等という話になれば……

○安田清之委員

まあいい、わかった。

あと、いつまであれするのか。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ちょっといつまでというのは、今この時点で確実にお答えはできないので、そこは社会福祉協議会のほうでも事務局をやっておりますので、そちらのほうに確認してからと思います。

検針の部分につきましては、私のほうで、人がいなくてできないのか、業務内容的なものとしてできないのかということについては、申しわけありません、ちょっと把握はしていないので、お答えできないような状況です。

以上でございます。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

少なくとも、民生費の中から出ているのですから、きちっと業務内容を確認していただきたいと思います。

それから、いつまで返答できないというのは、これちょっと我々に濁しているだけで、協議をしますというお言葉にはならないので、総括でまた行きますので、しっかりとその部分は、今日帰ってから協議をしておいてください。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

66ページの説明の欄でお話しさせてください。町立認定こども園の運営費2千何ぼと、それから法人の運営費の事業ということで1億6千何ぼというようなことで出ているのですが、これには説明していただいているように、正職員の人件費は載っていませんので、町立認定こども園の運営費と法人認定こども園の一般財源の人件費をのせて、一般財源が町からどれだけ充当されているかという質問をお願いしたいと思います。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

町立認定こども園の運営費ということでございます。町立認定こども園につきましては、ここの説明に書いてありますとおり2,046万7,000円ということでございます。このほかに総務費として職員給与4名分として2,265万4,000円と、共済費として682万7,000円の額を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長

西田委員、手を挙げて言ってください。

西田委員。

○西田輝樹委員

今、僕も電卓を持ってきていないので、この分に人件費の4名の分と共済費の分を足した額が支出の計ということですよ。それで、保育料をいただいたり何かしていて、最後、町の実質の一般財源を知りたいのと、それから、法人についてはそういうふうな作業は必要ないと思うのですが、一般財源の充当をということでお願いしたいのですが。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

町立認定こども園につきましては、歳入のほうで負担金ということでその分の科目を見ております。民生費の保護者負担金のところで、大体500万円程度見ておりますので、残りの差額の部分が一般財源ということになっております。

一方、法人につきましては、ここで1億6,300万円ということで見込んでおります。そのうち、法人のほうは、今年から認定こども園になったということで、保護者負担金を法人が直接徴収するということになっておりまして、試算いたしますと大体3,500万円程度になろうかと思えます。ですので、その差額分が一般財源といいますか、こちらのほうで国・道から来ます給付費ということで対応させていただいているということになります。

以上でございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、67ページから74ページの4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ74の4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費19節負担金、補助及び交付金なのですが、ちょっと認識不足で申しわけないのですが、汚水処理施設共同整備事業負担金

が平成28年度と比較をして3倍超で計上されているのですが、なぜこんなに増えるのか、使途を明らかにしてほしいと思います。平成29年度は744万円で、28年度は2,256万5,000円、それを説明いただきたいと思います。

もう1点、同じページの74で、6目墓園費の13節委託料なのですが、墓園樹木剪定業務で128万5,000円が計上されています。説明では、垣根の剪定ということだが、ちょっとこれも認識不足なのですが、こんなに時々かかるのかなと思うのと、どれだけの数量があつて、これを積算した数量と人夫数、単価を説明していただきたいと思います。

以上、2点です。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいまのご質問についてご説明をさせていただきます。

74ページ、負担金の汚水処理施設共同整備事業負担金、予算計上額2,255万5,000円で、前年度と比較すると大きく伸びていますということでしたが、ここの負担金につきましては、現在、し尿の処理をしております中島処理場、これの老朽化対策としまして、下水道の処理をしています十勝川浄化センターのほうに施設機能を移設するというこの工事を進めております。この工事が、平成27年度から平成29年度までの工事を行之まして、平成30年4月から新しい施設での受け入れを開始するというような予定になってございます。

平成28年と平成29年の違いでございますが、メインの工事が平成29年に行われるということで、工事費が大きくなってございますので、町村の負担割合としては同じ割合での負担になるのですが、平成29年度の予算計上が大きくなっているということでご理解いただきたいと思います。

もう1点、墓園費の樹木剪定業務の委託に関してでございますが、こちら、今は柏木町にあります大樹墓園なのですけれども、そちらの垣根、主にニオイヒバが植わっている形でございますが、以前ちょっと手入れもせずにしていた部分、5年ほど前から2年に1度ぐらい整備ということで、今、垣根の整備を実施しているところでございます。実際には、剪定、高さをそろえとか、あるいは垣根回りなどの整備といったものをお願いしてございます。

一応積算上は、垣根になっていますニオイヒバに関しては、長さで積算がされておりますけれども、全体の延長で400メートル程度の垣根の長さがございます。それから、樹木としてシンパクが植わってまして、こちらのほうが156本ということで、これの剪定というようなことで、それから剪定した後の廃材の処理とか、そういった部分の積算をしていただいております、それらの合わせての額として128万2,000円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

1点目については、私の聞き忘れで了解をしました。

2点目の垣根の剪定なのですが、ここに、こんなにお金をかけるべきかという若干の疑問があるわけです。いろいろな、町にはそういう趣味を持った人もいますし、ボランティア的な扱いもできるのではないかと思いますし、盆栽を売るようなそんぴかぴかというか、しなくてもいいので、その辺のことを、やはり予算を上手に使用するという意味でいうと、この垣根の整備に128万円と、そんなにかかるのかというそういう疑問もありますので、次回に向けてご検討していただければと思いますので、これは、答えは要りません。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

ちょっと疑問というか、お聞きしたいと思うのは、墓園管理費2百7十何ほど出ているのですが、墓園ですから、皆さんお墓を持ったりいろいろしているのですが、その管理方法というのは、台帳は役場にあるのだと思うのですが、現実的に今、家族が少なくなって、お墓を守れないとか、もう居なくなってしまったとかというものがあるのかないかだけ、お聞かせください。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

墓園の実際の状況というようなことになるかと思えます。

大樹町では、今現在、墓地条例の中で管理している墓園が全部で9カ所ございます。そのうちに、料金を設定させていただいて管理させていただいているものが大樹墓園、開進墓園、尾田墓園の3カ所、こちらについては、料金をいただいて場所を使わせていただいているというような状況になってございます。ただし、墓園の使用料につきましては、一番最初に場所を借りていただくときに発生する料金ということで、その後の管理的な費用については発生していないという状況でございます。したがって、それを理由にするわけではございませんが、実際に、最初借りられてから年数が経過すると、例えば貸した相手の方がもうお亡くなりになってしまうとか、あるいは他の町に転出されてしまうというような状況も実際には多く見受けられまして、もう世代替わりしているような状況もかなりあります。

今ご指摘のような心配を私どももしております、実際にそのお墓が守られていくのかというところ、連絡もつかないというような状況なんかも発生し得るというようなところがありますので、なかなか作業のほうは進んでおりませんが、そういった分の今現在の管理をされている方を確認するための手続を今進めている最中でございます。まだ実際の作

業は終了しておりませんが、当時、こちらのほうで貸したことになっているその方が、その後どういう形で今どの方がお守りされているのかという部分の確認作業を進めているところでございます、平成29年度中ぐらいには墓地の台帳のほうも整理していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

鋭意、今作業を進めているということですから、それ以上は言いませんが、現実的に帯広あたりも同じような状況になっているようです。大変苦悩をしているということでございますので、しっかりと、無縁になった、連絡が取れなくなったというものの処理方法を台帳含めて精査をしていただきたいなど。

中にはやっぱり空いてしまって、新たに欲しいという方もおられるのだらうと思いますので、平成29年度中には台帳が何とかできるかなというお話ですから、それ以上は言いませんので、なるべく早くきちっと台帳を整理して、今後の見通しをお立ていただくようお願いしておきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

その他、質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

72ページの13節委託料なのですが、成人歯科健診からがんドッグ業務まであるのですが、この中で、予算の都合ですとか、平成29年度に向かって新しい業務というかそういうふうなもので、検討されていて予算がちょっと無理だなということで諦めたものや検討されているような事項というのはなかったのでしょうか。1点目です。

それから、ちょっと気になるのは、同じく72ページの20節の扶助費で新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費助成金ということで、額は小さいのですが、ちょっと事業内容を教えていただきたいと思います。

それから、同じく72ページの予防接種で、13節委託料で1,300万円予算化されているのですが、新規に、平成29年度に向かって新たな法律で決まったものや任意のもので町が実施すべき予防接種というのがこの予算の中に入っているかどうか、以上3点、お願いいたします。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

1点目の健診業務につきましては、例年どおり実施させていただいております。そういった中で、特に支障がとか予算上のというところはなく、お認めいただければ、昨年同様の形

でやっていければというふうに思っております。

2点目の扶助費の新たなステージに入ったがん検診のとありますが、ここは昨年も、ちょっと名称は違うのですけれども、同様にございまして、この扶助費につきましては、13節委託料のほうに検診業務がございますけれども、この中で基本的には検診を受けてもらうということになります、委託契約を結ぶ前に受けてしまったりとか、そういった方の償還払いのための経費ということで、ここにのせさせていただきます。

3点目の予防接種につきましては、新たに新年度からというものがございます。昨年度、補正予算の中で認めていただきました子供のB型肝炎というものが新たに新年度の当初の予算に入っているということで、昨年度とそこの部分は増えているということになっております。また、一昨年から定期接種になりました日本脳炎の接種の方が増えておりまして、昨年は150人ということで見込んでおりましたが、今年度は一応300人ということで見込んでおりまして、予防接種業務のほうの予算が増えているというような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

今の科目の中でどの科目なのかわからないけれども、ちょっと残念だなと思っているので検討いただきたいと思っているのは、ピロリ菌の検査なんか、いろいろ、よその町村のまねするわけではありませんけれども、テレビでも非常に有効だということで、どこか医大の教授先生は、何か10歳以後はピロリ菌がくっつかなくて、一応10歳過ぎたぐらいの検査で、そこで1次、2次ということで99.何%、今の医学ではピロリ菌を殺すというのか消すというのかできるそうですので、そういうふうなことも、今は予算走っていきますけれども、ぜひご検討の中に入れていただいたり、それからあと、これは総括なのかもしれませんが、何か血液1滴でがん11種類、富田という慶応大学の先生のハイテクなそういうふうなことで、いろいろご紹介もありましたので、そういうことを含めて予防関係のほうの力を入れていただきたいなということで、よろしく申し上げます。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ピロリ菌については、私も個人的に興味がありまして、ちょっとどうなのかなということ、中で話をすることがございます。ピロリ菌につきましては、厚生労働省のほうで胃がん検診に関する指針の中で検証しておりまして、まだ厚生労働省としては、死亡率減少効果のエビデンス、検証結果が十分ではないということで、検診のほうに今の時点で盛り込むということはまだ考えていないということですので、厚生労働省も、ただそういった形では指針の中でピロリ菌についても検証しているということですので、その部分は見守っていき

いというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長

その他、質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、73ページから76ページの5款労働費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、75ページから92ページの6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、和牛のことですね。(「済みませんけど、ページ数、言ってもらえますか」の声あり) 済みません、82ページです。

去年は、和牛繁殖増頭支援事業60万円、これをやって、増頭だから増やさなければならぬということをやったと思うのです。大樹町で1,300頭の繁殖牛がいるのだそうですけれども、それで、それが全部消化されたものか。その辺まず一つお聞きしたいのと、その増頭が終わったから、それで今度、今年の事業は、大樹町優良黒毛和種採卵流通支援事業というふうになりましたよね。今度は量が達成されたと、それで今度は質にするのだというのは、これは私も十分理解できるのですが、そこのところちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

まず、前年度に実施した事業でございますけれども、計画どおり達成されたというふうに担当のほうは理解をしているところでございます。また、平成29年度に新規事業として計上しております大樹町優良黒毛和種採卵流通支援事業でございますけれども、この事業につきましては、町内で飼育されている黒毛和種の優良の雌牛と優良の雄牛を用いて受精卵を作製し、主にホルスタイン牛への移植によりまして産子を優良な黒毛和種の使用者へ留置をさせることを目的に行っている事業でございます。雌判別精液事業とも連動させながら、黒毛和種とホルスタインの増頭を図っていくという目的で事業を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

そうすると、この間の勉強会でも、何か乳牛に受精卵をつけるのだというような話で、私も記憶には残っているのです。そうすると、和牛のホルスタインの腹を借りる、今の乳牛の子宮の争奪だと、そういう時代だと言われているのですから、理解できないわけでもないのですが、そうしたら、和牛農家は何があるのか。その子牛はどうするのですか、和牛農家が買うということになるのですか。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

和牛農家買い取る仕組みというふうになってございます。

○委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

私のところも和牛がいますから、最近では、受精卵を移植して、そうしてやっています。そしてもう一つ、大樹町雌判別精液産子確保事業補助、これは前年より75%の予算アップなのですが、これはホルスタインなのですか。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

雌判別精液産子確保事業でございますけれども、これはホルスタインを対象としている事業でございます。

○委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

わかりました。量もさることながら、質も高めていかなければならないという、市場なんかに行ってみますと、血統のいいやつは本当にもう倍もするような姿ですから、数ばかり買

えばいいというものでもないような気もいたしますけれども。

それと次、牧場管理費のことなのですが、先般、勉強会でも同僚委員が尋ねておりましたけれども、ページ数は同じ82ページです。牧場管理費だから、大体この辺だと思っておりますが、平成28年度の入牧戸数が乳牛で22戸、和牛で11戸ということなのですよ。私も何回か、このようなことを質問したことがあるのですが、私も入りたいですよ、本当は。和牛なんていうのは、複合系の最たる形だったのですよ、和牛が始まったころは。畑作物の副産物を食べさせて、そして収入を補ってもらおうというような考えだったのですが、ところがですよ、ヨーネ病というやつ、文献を見ますと、1978年に十勝管内に米国から来た輸入牛に端を発していると。1980年以降、全く症例のなかった和牛にまで、郡単位で発生したと。市場で移動するので、それでということなのですよ。

家畜にとって理想的な環境といたら、学者はこういうふうに言っているのですよ。外気と同じ品質の空気、それから草原と同じ機能を持った牛舎、それから食う、飲む、横臥の住、この三つらしいのですが、光地園牧場は、まさしくその夢の楽園のようなところなのですよ、放牧させるには。ところが、ヨーネがあるので、何か発生源ではないだろうけれども、感染する可能性があるのではないかというような心配がありますよね。

それで、糞便中の菌というやつは、55度以上の温度で、30分で1,000分の1になるのだそうです、この文献を見ると。それから、糞便中の菌は直射日光では数時間で死滅すると。ところが、日陰などでは8から10カ月も生存し得ると。だから、約1年間の休牧期間は必要と。あなた釈迦に説法ですよ。そういうことで、私も本当に、獣医の話では、1回感染してクリアしたとしても……（「柚原委員、総括をお願いします」の声あり）総括までも要らないのだよね。（「端的にお願いします、資料を読まなくてもいいですから」の声あり）（「何を聞きたいのかわからない」の声あり）言いたいことは、そうやって菌が牧場の中であるのでしょうか、恐らく。それを何かハロンみたいなもので引っ張って、そして太陽を当ててやることによって死滅するのではないのかなということ私は思っているのですよ。どうなのでしょう。（「総括に回せ、予算審査ではない」の声あり）

○委員長

総括に回します。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

76ページの農林水産業費1項農業費3目農業振興費の1節報酬、鳥獣被害対策実施隊員報酬、前年度と同額の280万円計上されているのですが、今、実態として非常にハンターが少なくなったり有害鳥獣の駆除に苦慮している状況は理解をしていますが、目標として前年度よりも、このぐらいお金を使って見回りをして、駆除を進めたいという気持ちはわかるのですが、本当にそれが平成28年度の実績と比較してどうなのかということ、ちょっと積算の280万円で何人ぐらいを見ているのか。1時間なら1時間、1日なら1日の単価等

含めて、ちょっと教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、同じ78ページの3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金なのですが、集落交付金が前年度と同額の1億717万8,000円なのですが、これは毎年固定金額で、財源としては特定財源で賄うという理解をしておけばいいのでしょうか。

まず、この2点伺います。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

まず最初に、鳥獣被害対策実施隊員の報酬280万円の内訳でございます。単価でございますけれども、月額2万円の設定をしております。4月から10月までの7カ月分で、隊員の人数20名という形で想定をしております。280万円という形で計上しているところでございます。

それともう1点、19節の集落交付金でございます。これは中山間事業で行っている事業でございます。国から2分の1、道から4分の1、そして町費と負担という形で事業を行っているところでございます。ご承知のとおり、この集落交付金中山間事業は面積に対する補助金でございます。平成29年度も今の段階でまだ草地の面積が確定をしておりますので、前年度と同じ金額のほうを計上しておりますが、あくまでも草地に対する面積でございます。草地でなくなったものに対しては補助の対象外という形で平成29年度も事務を進めていく予定というふうになってございます。

以上でございます。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

1点目の報酬の関係で再度伺いたいのですが、月額2万円で7カ月となると、属人的に20名と契約をするという理解でいいと思うのですが、例えば実績としてどうなのですか。Aさんは、例えば月5日平均見回りに参加をしたと。それから、Bさんは10日だと。Cさんは2日だと。そのアンバランスがあっても、これはもう何日以上とかなくて、2万円は固定額で、たくさん参加しても固定額で、7カ月分、14万円は契約、毎月か契約満了時に支払われると、こういう理解でいいのですか。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

一応基準といたしましては、週に1回見回りをしていただいた隊員に対して報酬を支払うという形になってございます。ですので、週1回以上という決めでございますので、中には毎日のように見回りをしていただける隊員もいますし、決まりどおり1回というような方たちもおります。基本的には、1回以上巡視をした隊員に対して、月2万円を支給するという

形になってございます。

以上でございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

高橋委員。

○高橋英昭委員

88ページ、2項林業費2目町有林費の16節植樹祭用の苗木ですけれども、説明で場所をお聞きしたのですけれども、ちょっと漏らしたのでお聞かせ願いたいのと、面積、それから樹木名、それから本数についてお聞かせ願います。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

植樹祭の関係でございます。場所については、前回のときにお話しいたしましたとおり、中央運動公園西側の町有地を予定してございます。十勝総合振興局森林室大樹事務所と相談をいたしまして、近年、広葉樹を中心に植樹祭の樹種の選定をしてございまして、平成29年度につきましては、カシワを予定してございます。また、本数については625本、面積が0.4ヘクタールを予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

わかりました。

例年、萌和山でやったのですけれども、萌和山はもう植林は完了したと受けとめていいのですか。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

例年、萌和山を中心に植樹祭を実施しておりました。近年は、ある程度整備が進んだのですけれども、町有林整備事業は計画的に伐採もしてございます。また、平成29年度は萌和山の一部で主伐も予定してございますので、平成30年以降、また萌和山で植樹祭を計画したいと思っているのですが、まだ確定ではないのですが、引き続き萌和山森林公園という位置づけもありますので、萌和山で植樹祭ができるように調整をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長

ほかに。

安田委員。

○安田清之委員

6款1項3目19節負担金。（「安田委員、ページ数を言ってください」の声あり）78ページ。小麦雪腐れ病無人ヘリ、これ何ヘクタールぐらいあって、実績がどんな状態になったか。種芋からかわって、突如とこれが出てきたので、実績がもう2年目でしたかね、3年目になるはずなので、どのような実績が出ているのか、お聞かせください。収量がとれているのか、根腐れが全然起きていないのか、お願いをいたします。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

平成28年度の薬剤散布の実績面積でございます。アール単位でございますけれども、4,119アールが実績となっております。平成27年度と比較して、平成28年度は、低温または雨も多かったものですから、平成28年度のほうがより多くこの事業を実施しまして無人ヘリの散布をしたところでございます。また、平成29年度につきましても、同様に実施をしたいというふうに考えているところでございます。（「実績は」との声あり）

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

今、収量に関係を漏らしていました。済みません。収量につきましては、無人ヘリでどういった形の収量があるかというのは、申しわけございません、私どものほうで押さえてございません。天候等々、いろいろな諸条件によりまして収量も変わるのかなと思いますので、無人ヘリでの収量というような形では、申しわけないのですがデータとして押さえておりません。

以上でございます。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

収量も何も、根腐れは、それでは全然起きていないという解釈でよろしいですね、やったところは。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

この無人ヘリにつきましては、適期防除を行えるという形では、効果があるというふうに考えております。また、収量につきましては、繰り返すようで申しわけございませんけれども、天気の影響もあるものですから、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

予算を出しているのですから、農協あたりと、したところとしないところの数量の違いぐらいは、今言いませんから、今後押さえていただきたいと。ただやっているだけになってしまうのです、こうなると。今後、農協にきちんと出るわけですから、やったところとやらないところの数量ぐらいは押さえていただくようお願いをしておきますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

一つは、86ページの事業説明のところ、一番下に林業担い手推進事業ということで320万円事業がありますが、この内容をお知らせいただきたいと思います。

それから次、88ページの町有林費のところの15節工事請負費で町有林整備事業の工事費1億3,200万円ほど予算の提案がありますけれども、これというのは、補助金ですとか起債ですとか、そういうふうなものはあるかないかをお知らせいただきたいと思います。

以上、2点です。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

林業担い手推進事業でございます。この事業につきましては、林業の地域おこし協力隊1名を採用しまして、これらに係る報酬、旅費等々を行っております。近年では、ドローンによる有害鳥獣駆除も検討しておりまして、これらの研修も行いながら、大樹町に合った有害鳥獣の駆除を地域おこし隊とともに連携をしながら実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、88ページの工事請負費の町有林整備事業でございます。町有林整備事業につきましては、今現在、国の補助事業を活用しながら事業を実施してございます。公共事業、非公共事業を活用しながら造林から下刈り、除間伐等々を実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

補助残というのがあると思うのですけれども、それについては何か適当な起債があれば、さらに林業関係のそういうふうな事業なんかももっと進んでいくと思われませんが、そういう

ふうなものを利用できるようなものがあるかないかをまずお聞きしたいのが1点と、起債が入っていないなら、入れない理由とといいますか、何か30年払いとか、多分森林関係だから長く借金を返せる制度でないかなと勝手に思っておりますけれども、そこら辺の内容をお知らせください。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

町有林整備事業でございます。今は、国費の補助事業を活用しながら行っております。また、補助残につきましては、一般財源という形で行っております。平成元年以前は、町有林整備事業も起債事業を活用しながら事業を実施してはいたのですが、償還期間が長い、もしくは利率の関係で、起債事業をそれまでずっと町有林整備事業は行っていたのですが、そこから補助事業に切りかえて今日まで補助事業を活用しながら事業を実施しております。

今後、補助残につきましては、起債が活用できるかどうか調べてみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長

その他、質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ84、牧場の関係です。1項農業費5目牧場管理費の16節原材料費なのですが、採草放牧地用の肥料と種子で2,460万円強計上されているのですが、その肥料と種子の内訳と、それから、町有牧場、光地園と生花晩成があるのですが、生花晩成をどのように活用するのかということについて、1点お聞きしたいと思います。

それから、ページ86の2項林業費1目林業振興費8節報償費の例の有害鳥獣の駆除謝礼なのですが、補正予算や何かの中で、平成28年度はエゾシカの駆除が思うようにいかなかったという話も聞いています。今年も666万2,000円計上しているのですが、目標数値を教えてください。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

16節の原材料費でございます。町営牧場の採草放牧地用の肥料及び種子ということで、肥料の内訳でございますけれども、有機高度複合肥料、そして苦土炭カル、化成肥料等々でございます。

晩成牧場の利活用ということでしたでしょうか。済みません。聞き漏らしていた面もちょっと（発言する者あり）晩成牧場の利活用でございます。今、牧場運営委員会等と光地園牧場のあり方について議論をしているところでございます。ご承知のように、光地園牧場

は年々入牧頭数も減っております。今後、町営牧場をどうするかというのを議論する中で、晩成牧場も含めた利活用について運営委員会等と委員からご意見をいただきながら、今後の方向性について議論をしていきたいというふうに考えております。

また、報償費の有害鳥獣駆除謝礼でございます。今回、666万2,000円の計上をさせていただきます。これの内訳でございますけれども、カラスが550羽、キツネ等が150頭、エゾシカが1,200頭を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

1点目の内訳というのは、肥料と種子に分かれているのはわかるのですが、それは。肥料がどのぐらいで、種子がどのぐらいかということと、晩成地区の町営牧場は、利活用で全く平成29年度使わないのか一部使うのか全面使うのか、その活用について。

加えて言いますと、種子を購入するということは、古くなった牧場自体を起こし直して新しいのをまくということは、その更新についてどの程度の面積を、専門家になると、種子が何百キロだったら何ヘクタールというふうになるのでしょうかから、更新するための種子をどの程度、端的に言いますと、2,460万円で肥料が2,000万円で種子が460万円とか、そういう内訳を聞いたのです。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

済みません。まず、肥料の関係でございますけれども、光地園牧場、そして晩成牧場ともに肥料を追肥する形で、種子については予定をしてございません。

晩成牧場の活用でございます。晩成牧場につきましても、全面活用しながら牧場の運営を進めているところでございます

以上でございます。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

晩成牧場、肥料を追肥するのはわかりました。それから、全面活用するのはわかりました。ただ、ここに2,460万5,000円というのは、肥料と種子ということですから、肥料は何回まくかありますけれども、使っているところに育てる所にまくというのはわかります。ただ、種子を予定するというのは、例えば何年か経過した草地を起こし直して、更新するという事だから、例えば晩成地区で20ヘクタール更新するとか、光地園で何十ヘクタール更新するのに種子を50万円で何百キロ予定しますと、その数字を聞いたかったのです。

○委員長

種子はないのです。種子はないと言っている。

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

説明が、申しわけございません。今回の晩成牧場、そして光地園牧場について、種子については予定をしてございませんで、肥料の追肥のみをここで計上させていただいているところでございます。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

84ページの16節原材料費のところに、採草放牧地用肥料及び種子で2,460万5,000円となっているのですよ。だから、種子はあって、何ぼ更新するかと聞いたのです。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

申しわけございません。項目として、採草放牧地用肥料及び種子となっているのですけれども、実際は肥料のみの予算計上というふうになってございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、91ページから96ページの7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

7款商工費19節、92ページ。プレミアム付特別商品券発行と、予算の説明も受けました。これは何冊、まず発行して、何月にするのか。それから、販売方法をどういうふうにするのか。3点お願いをいたします。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

ご説明します。

プレミアム率20%と考えておりました、1万円で1万2,000円の商品券が買えるというものを5,000組考えております。一昨年行いましたときには6,500組でしたけれども、今回は5,000組でやりたいということでございます。時期につきましては、なるべく早い時期から、6カ月という期間があります。6カ月以上の商品券というのは出せませ

るので、6カ月が12月いっぱいというのを想定しまして、7月ぐらいから使えるようにしたいなど。遅くても、商工会のほうの事務もありますので、お盆前には使えるようにしたいと思っております。やり方としましては、事前に申し込んでいただいて、その中から抽選で配布すると。抽選というのは、お1人1件が、例えば5口までいいという場合に、人数以上に申し込みがあった場合は、多いところを少し減らして、広く薄く渡るようにしたいと考えております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

いつも疑問を感じております。5,000組出すのですね。うちの町2,200ぐらいの戸数ですね。まず町で戸数、一軒に申込用紙を町便り等々でして、申し込みをいただくと。でない、満遍にという形には本当はならないのですよ。まず、町がこれだけの予算を出すのですから、僕は、前から言っているように、まず戸数に、いかがですかと、お買いになりますかと、要望は何月何日までに言ってくださいと。戸数は何冊ですよというふうにすると、まず平等ですね。それで余ったものを申し込みして抽選にするとか、ご検討をいただきたいと思いますが、これずっと僕お願いをしまして、今までやり方がいつも変わっておりません。町がこれだけの予算を出して、商店のために頑張ってもらっているということは感謝をいたしますが、町民の皆様に行き届く、買う買わないは別ですよ、要望を出しているわけですから、買ってよろしいですよというふうな方式をお考えいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

一昨年2回行いまして、2回目のときに申し込みをとる方法をとりました。最初は並んでいただいて早い者勝ちというようなやり方をしたのですが、2回目は、1回目に満度を買えなかった人、あるいは買っていない方を特に中心にやるということで、埋め合わせをするような形でやったという経緯がございます。2回目のやり方が大変よかったかなと思しまして、今回も事前に申し込みをとりまして、まず広報紙なりに申し込み用紙を配布しまして、全員に権利がある形をとって、それから申し込みの状況で多い方をちょっと減らしていくような形をとりたいと考えております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

なるべく町民の皆様に行き渡るようにお考えをいただきながら、いろいろな考え方がありますから、住民の皆さんに当たるようお願いをしておきます。

それから次、同じページ数になるわけですが、19節。TMO補助金ずっと1,300万

円ほど出しているのですが、現実的にこのままでTMOが維持できるのかという懸念を聞かされたり見たりしております。町サイドとしては、どのような今後見通しになるのか、今後どういうふうにしていったらいいのか。商工会の事業ですから、商工会がどういう考えを持っているか、そこら辺をお聞かせいただければありがたいと思います。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

TMO活動推進補助金につきましては、今回ちょっと増額しておりますけれども、これはハードの部分がございます、人件費部分としましては1,100万円という、このところでちょっと落ちついているところがございます、もともとは1,800万円ぐらいからスタートしまして、段々減ってきて、今1,100万円ぐらいで納まっているというところがございます。

今後、ずっとこれを出し続けるのかと、これでやっていけるのかというところは、消費動向等々もありまして、今後、道の駅が平成27年度は若干伸びたのですが、平成28年度はちょっと落ち込んだというようなこともありまして、変動要素があるのはございますけれども、今後のことにつきましては、商工会と若干、正式な話ではないのですが、事務レベルで話している中では、商工会が道の駅を運営していくということの辛さというものもあると。私どももほかの町などを見ますと、観光協会、あるいは物産振興会とか、そういった三セクがやっているところもありますし、NPO法人がやっているところもあれば、個人商店がやっているところもあると、指定管理という方法もあるということがありますので、そういったものを考えながら、ずっとこのままで行くのだということではなく、いろいろな方法を摸索していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、95ページから102ページの8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、103ページから106ページの9款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

ちょっと疑問を、消防費、制服という、これ夏物なのか冬物なのか。予算百十何万円とっているのですが、夏物か冬物か、まずお伺いをいたします。

聞いた後、もう1点いきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

制服につきましては、女性消防団員の制服と活動服、青とオレンジののですが。活動服につきましては、夏冬兼用という形になります。それから、女性消防団の制服につきましては、基本は冬用でございます。

以上です。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

消防団員、今、なり手がなかなかいないという部分、これは総括にも近いのだけれども、団員、今何名おられて、平均年齢幾つになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長

大林総務課参事。

○大林総務課参事

消防団員につきましては、定員110名に対して、現在106名でございます。平均年齢につきましては、平成29年3月31日現在で43歳となっております。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時05分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、105ページから134ページの10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

まず最初に、107ページの10款教育費1項教育総務費3目教育振興費1節報酬です。学校医・薬剤師嘱託報酬で42万円が計上されているのですが、これは嘱託医に指名した分で、固定の報酬なのか。それから、例えば予防接種なんかに出てもらった、そのときに例えば日にち単位、回数単位、医師なら幾ら、薬剤師なら幾らと、そういうふうな金額で支払うのか。どういうふうな支払いになるのか、教えていただきたいと思います。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

学校医・薬剤師嘱託報酬についてでございますけれども、学校歯科医、それから学校薬剤師等に対して、定額で報酬を支払ってございます。1年間幾らという形で支払う予算計上でございます。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

合計はわかったのですが、定額の金額を教えてください。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

学校歯科医につきましては、大樹小中それぞれ年間14万円の報酬でございます。学校薬剤師につきましても同額の14万円でございます。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

足し算の合わない分は、どこに行くのですか。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

説明がちょっと不適切でした。学校歯科医が、小学校の学校歯科医と中学校の学校歯科医がおりまして、それぞれ14万円ずつ報酬を払って28万円。薬剤師が14万円ということで（発言する者あり）はい。よろしくお願いします。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

110ページ、奨学金の21節の貸付金について、積算が1,482万になっていますけれども、その内訳を教えてください。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

奨学金の積算の内訳でございますが、全部で32人分を計上してございます。高校進学2名、大学・専門学校30名ということで、それに加えて、新入学一時金30万円の13人分ということの内訳でございます。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

短大・大学分の30名ですけれども、平成28年度新規貸付の学生というか、3万円に相当する分の方は、何人新規採用の予定なのでしょうか。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

平成29年度の新規の貸付予定数ということで計上しておりますのは、短大が5名、大学が8名ということで、あと、高校が2名で計算してございます。

○委員長

そのほか質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

同じく110ページの19節の中で、十勝管内の学校保健協議会の負担金がここに出ているのですが、教育委員会としての学校保健会というか、それは今、組織としてはないのでしょうか。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

大樹町内における教育委員会主催の学校保健の協議会は、現在も組織としてはございまして、年1回会議を開催しております。

○委員長

そのほか質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

122ページからの社会教育総務費の13節委託料、地域おこし協力隊定住支援研修業務210万2,000円ということですが、この研修業務の内容はどういうものでしょうか。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

ご質問のありました定住支援研修業務でございますが、地域おこし隊の定住に向けた支援に伴う研修、または定住に向けて今現在活動しておりますが、その事業のフォローをしていくというような内容のものでございます。

○委員長

志民委員。

○志民和義委員

フォローをしていくということですが、具体的に何かどこか研修に行くとか何とか、行った場合どんな内容だとかということは、カリキュラムみたいなものは決まっているのでしょうか。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

研修等につきましては、地域おこし隊が集まって集合研修というか、合同の研修会を年2回予定しているところでございます。

○委員長

そのほかありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

集まって、具体的などんなことやるのでしょうか。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

中身につきましては、自立に向けた部分の講義を聞いたりとか、あと、地域おこし隊がみんなで集まって協議をして、今後の生活の糧となるような部分について話し合いを持つとか、そういうような内容と聞いております。

○委員長

そのほか、ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

10款教育費2項社会教育費2目生涯学習センター費15節工事請負費。これは資料でもいただいたのですが、生涯学習センターの舞台装置などの工事費が7,080万円の計上なのです。前年度と合わせると2年間で合計1億何ぼ、高額な工事費になっているのですが、平成29年度でいうと、この金額は施工するときに、例えば何社かの入札でやるのか。場合によっては生涯学習センターを建設した業者にそのまま随契みたいにしてやるのか。非常に高額な工事費ですので、その手法をちょっと教えていただきたいというふうに思います。もっと何とか、維持費としては非常に高額なので、これはもっと競争入札のようにして安くならないかという思いもあるので、ちょっと手法についてお聞かせをいただきたいと思います。

もう1点、資料の要求もしていただいたのですが、7項図書館費の1目図書館総務費18節備品購入費で、図書の購入の関係なんで……（「済みませんけれども、ページ数言って」の声あり）134ページです。三百数万円計上しているのですが、例年大体この程度の金額で推移をしているのですが、その図書の発行を見ながら購入していくという話だったのですが、例えば特別にこういうものをまとめて買いたいという場合には、やっぱりこれは予定の金額で、補正で増やすとか、買う本が出なかったら減らすと。あくまでも当初の予定額だという理解でいいのか、そこだけ教えてください。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

まず1点目の生涯学習センター費の工事請負にかかわる契約等につきましては、道内の同じような工事ができる業者を選定しまして、指名競争入札で行いたいというふうに考えております。

次に2点目の図書購入でございますが、例年三百四、五十万円ということで予算を計上させていただいておりますが、この中で、先ほど委員がおっしゃったように、当初出たもの、新しいものの本の購入ということで、うちの司書のほうからは、いろいろ状況を見ながら選定して購入していくというような予算の中で納めていきたいというふうなことで考えております。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

10款1項3目、委託料になるのかなと思うのですが（「ページ数、言ってもらえますか」

の声あり) ページ数は、108ページ。スクールバス運行業務、これのバスの台数が何台、それから1台当たりの実働時間、1台当たり個々に路線があると思うので、それは後でもよろしいので。この委託業務についての、大分前だと思うのですが、入札方法を聞いたら、何ですかという答弁が返った時期がございまして、どんな入札方法をしているか、お聞かせください。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

スクールバスの運行業務委託でございますけれども、バスは全部で8台運行してございます。1台当たりの運行時間、手元に詳細わかりませんが、スクールバスの年間の運行回数は手元でございますので説明したいと思います。中学校、小学校、保育園、その他年間平日で179回運行してございます。そのうち休日が57回ということで、回数でございますがこういう状況になってございます。

それと、次の質問でございますが、業務の入札等どのようにしているかということでございますけれども、スクールバスの運行につきましては、毎年、随意契約で行っているところでございます。平成9年度に町内外業者数社と競争入札により決定して以来、平成11年度以降も、業務をその業者と随意契約で行っております。

以上です。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

4,600万円がずっと随意契約と、この理由は何なのですか。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

先ほども申しましたとおり、平成9年度、10年度と入札を行って、その当時の業者と随契という形で続いているわけですが、地元業者ということでありまして、地元業者がやはりこの地域の学校の状況とかをよく理解しているということで、また東西南北60キロのエリアの中で、交通安全面でも地元の慣れた運転手がやるのが望ましいかなということで継続してきているわけでございます。そのような実績を踏まえて随意契約で実施しているということでございます。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

地元だからいいのだと、慣れているというだけのご意見にしか聞こえません、現実的には。それでは、これは総括になってしまうから言わないけれども、これ、やるべきですよ、入札

は。高いのか安いのか比べるものもないのに、予算計上を随契ですっとやってくると。ほかのところから見積もりを取ってみたいかがですか。取ったことありますか。何年にとったか。随契でやっているのだから、多分それは随契業者から見積もりをいただいているのだというふうにご理解をいたしますが、ほかの業者から一度ぐらいとったものがあるのかどうか、お聞かせください。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

昨年、平成28年7月に、町外の十勝管内のほかの業者から見積もりを徴しておりまして、その見積金額につきましては、5,000万円を超える価格でございました。同様の業務をやった場合ということで、一応参考として取っております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

その入札、ただこれを運行した場合という入札なのか。オイル交換やら備品やらタイヤやら別でしょう。そういう項目が入っておりますか。とり方によっては全然違うのですよ。ただバスを預けられて運行するのと、そういう備品関係も入って、それから保険関係等々含めての入札では金額が違うと思うのですが、同じ提示の入札だったのかどうか、お聞かせください。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

見積もりの仕方も同じ積算の方法を指示しておりまして、給与から社会保険、労働保険、福利厚生、通勤費、それから消耗品等、また修繕費、法定点検、車検整備等一切同じ形で見積書を徴しております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

見積もりを取ったということだから、やっぱり随契でやらないで、入札をやっていただきたいと思いますよ。高い安いは別にしてね。意識が変わりますでしょう、業者も。小さいものでもやっているのだから、現実的に。町はいろいろなものを。何十万円のものでも入札しているのですよ。こういう大きなものを入札しないでずっと随契というのは、少し疑問を感じますので、角倉課長に言ってもだめなので、町長と後では論議をさせていただきますので、総括でね。内部でもう少し検討していただいて。

それから、後でよろしいですから、1台当たり何時間ずつ運行しているか。資料、確かもらっているな。それを含めて、175時間を何時間で割っていくと1台当たりの単価が出て

くるから、後でやるけれども、現実的に、これはやっぱり入札するべきと思いますので、随契もいいことはありますし、それであれば、全部を指名委員会等々で検討をするなり、何年に一度ぐらいはやるとか、こういうことの協議をしていただいて、あとは町長に総括で聞くから、答弁はいいです。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

最初に大変失礼しました。かけ算合わせているうちに聞くことを一つ忘れていましたので、追加させてください。

107ページの1項教育総務費3目教育振興費の1節報酬で、学校医と薬剤師の1人年間契約で定額の14万円というのはわかりました。この14万円を払う医師、薬剤師は1年間学校にどういう業務なのですか。例えば何かの健診で3カ月に1回とか、年間5回とか、そういう内容を教えてください。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

まず、歯科医師についてでございますけれども、小中それぞれ囑託しておりまして、年1回の歯科検診をお願いしているところでございます。それから、薬剤師につきましては、小学校、中学校、全児童生徒を対象にフッ化物洗口を実施しております。そのフッ化物の調査等を主にやっていただいております。

以上です。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

これは、どちらも1回なのですか。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

歯科検診につきましては年1回、小学校、中学校、それぞれ行っております。フッ化物洗口につきましては、週1回やっておりますので、年間50回という形になります。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

112ページ、小学校費。ボイラー保険料とあるのですが、中身はどのような保険のあれなのか。火事になった、部品が壊れた、何なのか。ちょっと2万6,000円、この中身を

教えてもらえますか。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

ボイラー保険料についての質問でございますが、大樹小学校においてボイラーが2台ございまして、その2台分の保険料を計上してございます。主な補償内容でありますけれども、突然発生した破裂とか、圧潰、膨出、爆発、亀裂などの事故に対する保険金の支払いを目的としたものでございます。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

それは、そういう場合があったときは、全額負担をしてくれるという理解でいいのですか。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

はい、それぞれのボイラーに対して、1台当たり272万円の保険金額となっております。同じボイラーを再び導入する費用までは見ておりませんが、1台当たり272万円の補償保険額となっております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

ボイラーをよくわかっているから、俺、聞いているのだけれども、亀裂入ったというのは、全部保険くれると。そんなものは、亀裂というのは、どういう状態をいうのか。古くなって、劣化を、そこまで使わないでしょう、現実的に。高压のボイラーでさえ、こんな保険入っていないのよ、これは低压なので。壊れるときは部品なのですわ。それから、自動コントロールができる状態がこういうボイラーには付いているのですよ。

俺はもったいないと思っているのですよ、現実的に。それだったら、保険で庁舎やら全部含めた保険にきちんと入ったほうが。ボイラーが壊れても、全然大丈夫なのよ。あんな小さなボイラー、穴があいたらびゅっと止まってしまうのよ、要は。だから、その二百何十万円、ただ僕はお金を捨てているような感じがするので、よく検討してみてください。でっかなボイラー3台も4台もあっても、うちは1台も掛けておりません。そんな不合理出ません、現実的に。亀裂が入ったりといったら、もうボイラー止まってしまうのだから、その保険金が出るだけの話であって、ずっとそれが本当にいいのかどうか検討してほしいと思いますよ、現実的に。

小学校だけではないのだよ。今、小学校に来たからちょっと言っているだけで、ほかのところも全部あるのよ、現実的には。ホームもあるし、中学校もあるし、あらゆる施設にこの

保険というのが掛かっていて、一度か使われた形跡はないのだと思っています、今まで何十年かけて。そこら辺のご検討を一度してみてください。

経費をやっぱり、一般財源からお金をどんどん切り崩している部分ありますので、経済するものはみんなできるように検討していただきたいと思います。それ以上はもう言いませんので、十分各課含めてご検討をお願いしておきます。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

一つは、108ページの特色ある学校づくりに報償費というか、予算化されておりますけれども、この内容について、どのようなことで報償費を出しているのかをお伺いしたいと思います。

それから、114ページの扶助費で、確かご説明の中では、認定率が小中両方合わせて12%ということですので、世間一般に言われている児童生徒というか、貧困率16.1%というふうに言われていますけれども、大体近い数字なのですが、ちょっと念のためということで管内の平均なり十勝管内の平均なり、認定率の高いところなりのそういうふうなデータがあればお知らせいただきたいと思うのですが。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

最初に、特色ある学校づくりの内容でございます。児童生徒の生きる力を育むため、学校ごとに創意工夫を凝らした研究実践を推進するという目的で、小学校、中学校、各40万円を計上しております。大樹小学校では、具体的には地引き網体験とか、そういうような体験活動等に活用しております。中学校では、地域体験学習とかボランティア学習、また特養訪問とか、それぞれ年によっては違いますけれども、学校でそれぞれ創意工夫した教育内容を実践するための経費として計上してございます。

それから、次に、扶助費の内容についてでございますが、管内の支給率等わかればということではありますが、申しわけありませんが手持ちの資料がございませんので、後で調べることができればということ考えております。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

あともう一つ、そういうことにならないのかということなのですが、同じく扶助費で、新入学児童の学用品の援助ですけれども、新入学児童ということですから、小学校、中学校もそういうふうな準要保護世帯においては、学校に入るための準備のお金というふうに思っているのですが、このまま行けば、多分3回に分けて、従前、学用品関係も各家庭にというふ

うなことで支給していますと、新入学から各家庭では立て替え払いのような感じになると思うのですが、そういうふうなことのご検討というのはいただけないものか、どうでしょうか。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

扶助費の中で、新入学児童学用品援助費についてでございますけれども、これについては、現在、年1回年度当初に支払いしてございます。通常の学用品は別に支給するわけですが、入学の対象になる新入学時に、4月になりますけれども、一度で支給している現状でございます。委員がおっしゃる早目にとすることは、3月中にとか、そういうことなのでしょう。現在のところ、3月中の支給は考えておりません。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

130ページの6項保健体育費1目保健体育総務費の19節負担金、補助及び交付金、その優秀選手派遣旅費助成金の50万円なのですが、いろいろご報告受けていますからわかるのですが、例えばどこまでのレベルにいったときに該当して助成するというのが一つと、例えば大会の開催場所がどこだったらどの程度なのか、定額なのか。例えば中学生で全国大会がずっと四国のほうであるとなったら、そういうときには日数もかかるとか、その基準になっているもの、指針というか、基礎になっている部分の額とか、そういう日数とか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

優秀選手派遣につきましては、町的要綱で定めておりまして、大樹町スポーツ大会参加助成金交付要綱というものを設置しておりまして、その中で運用をしております。対象となるものにつきましては、全国大会とか全道大会に出場する者でございます。金額につきましては、その開催地等がまちまちということで、それに合わせた交通費、宿泊、日当などの分を支給しているというようなことでございます。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

申しわけないのだけれども、ちょっと考え方だけお聞かせ、どういう使い道をしているか。食糧費、どこでもいいのですが、128ページ、11節需用費6万円とあるのですが、これはお茶とかそういうものを考えているのか。これは何なのか。これ、全部の課なのです、

ごめんね。教育委員会をいじめているわけではないので、全部の課にあるのですよ。3万円とか、2万円とか、議会もある、現実には。これは、どういう考え方で、食糧費を全部お出しになっているのか、お聞かせください。総務でもいいのだけれども。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

食糧費につきましては、社会体育関係でございますが、教育委員会が主催するスポーツ教室などで来ていただいた講師の方の昼食代とか、あと参加者に対するお茶とか、そういうような内容でございます。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

全般的な食糧費の関係が出ましたので、ご説明申し上げます。

私は総務課でございますけれども、総務課で計上している食糧費につきましては、来客用のお茶葉とかコーヒーでございます。各課でそれぞれ食糧費を計上しています。

先ほど社会教育課長からご説明がありましたとおり、各イベントの講師等に対する昼食代であるとか、各種会議におけるお茶代であるとか、もしくは、例えばお客さんを呼ぶイベントなんかがありまして、そこで、例えば従前、台湾から友好交流団が来られた折は、ある程度の食糧費を準備した上でお迎えをさせていただいたような形でございます。中身については、それぞれが各課で必要最低限の経費を積算して計上しているものでございます。

以上です。

○委員長

その他、質疑ありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

130ページの7節賃金、運動公園維持管理費65万8,000円のことでお聞きしたいと思います。どこが対象となっているのか、一つ聞かせていただきたいと思います。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

運動公園の維持管理費65万8,000円でございますが、これにつきましては、柏木町にあります、もとの青少年グラウンドの分の芝維持とか草刈りに要する経費ということで65万8,000円ほど計上させていただいております。

○委員長

その他、質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、135ページから136ページの11款災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、135ページから136ページの12款公債費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、135ページから138ページの13款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、137ページから138ページ、14款予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○委員長

質疑を再開いたします。

続いて、一般会計の歳入、3ページから26ページまでの一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

25から26ページにかけての一番最後の臨時財政対策債について質疑をいたします。

1億8,700万円ということで計上されておりますが、まずこれは限度額いっぱいなのかどうかということと、交付税の振りかえということなのですが、臨時と、いつもちょっと気になるのですが、いつまでこういうのが臨時とつくのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいま町債の部分の臨時財政対策債についてのご質問でございました。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定とともに限度額が確定をいたします。普通交付税の算定につきましては、7月に行われます。ただ、地方財政対策というのが毎年9月、それから去年の12月ぐらいに最終的な部分が出て、現在、国の予算の審議の中で地方財政計画についても同時に審議されているところでございますが、国が示した地方財政計画に基づきまして限度額と思われる数字を計上してございます。ただ、正式には、先ほど申し上げたとおり7月普通交付税の算定とともに限度額が確定をいたしますので、その折にそれに合わせた形で補正をするということを考えてございます。

また、臨時財政対策債の臨時でございませうけれども、もうかれこれ国の地方交付税法に定められた各税金、所得税、法人税、消費税、それから酒税、昔はこのほかにたばこ税があったのですが、たばこ税は地方交付税の原資から外れましたので、この4税の一定率が地方交付税の原資として地方交付税特別会計のほうに入ってくるという形になります。ここで不足する部分については、国と地方が折半をした上で、それぞれ起債を起こして措置しましょうという制度になってございます。

地方は、もう20年近くこの臨時財政対策債の発行が続いていますので、もう基本的には交付税率の引き上げで賄うべきという要望を随時行ってございますけれども、そこは国の諸事情もございまして、あくまでもいつか解消できるという前提のもとに臨時的な発行ということで、毎年毎年この措置を続けているものでございます。ですから、これが恒久的な措置ではないものですから、必ず臨時とつくのですけれども、これにつきましては、来年なくな

るとも再来年なくなるとも何とも言えないところで、ただ、今の状況を見ますと、もう少し法定率の引き上げがない限り地方交付税の原資が不足するというのはほぼ目に見えてございますので、その場合、まだ引き続き臨時財政対策債というものが発行を求められることが続くのだろうというふうに推測をさせていただきます。

以上です。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

3 ページ、前年度予算で大体やっているのですね、予算を組む上で、本年度予算。たばこ税を含めて、入湯税含めて。入湯税は増えるのだろうというふうに思うのですが、決算が終わらないので、普通は予算をつくるときは決算が終わってから予算をつくるのですが、町の場合は違いますので、定かではありませんが、見込みとしては増えるのだろうというふうに思っております。新聞報道で5,000人という報道もあったようでございますから。今回減っていると。減っているということは、おまえ努力をしなくていいのだよということなのかというふうに思うのですが、普通は、前年度より減る予算というのは余りないのですね、現実的には。

この考え方だけ、お聞かせください。つくったのが悪いかいいでなくて、考え方。この予算の仕組み、こういう予算の考え方でつくっているということで、お聞かせをいただければありがたいです。たばこ税、入湯税含めて、ちょっと聞かせていただければ。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、税収の予算計上の仕方と申しますか、積算の仕方についてのご質問がございました。特に、たばこ税、それから入湯税につきまして、前年度比較でマイナス計上となっているところについて、どう考えているのだというようなお話だったかと思えます。

税の計上につきましては、近年の申しますか、前2カ年程度の歳入の状況などを勘案し、あるいは当該年における、その変動率などを考慮しながら予算の算定をさせていただいているところでございます。ただ、町の大切な歳入という位置づけになりますので、過大に見積もった場合に歳入欠損を起こすというような心配も招きかねませんので、その辺はそれらを考慮しながら、収納率なども若干は現状よりも低目にと申しますか、ある程度間違いなく入ってくるであろうというところを見込みながら算定しているというような状況になってございます。

1点目のたばこ税についてですけれども、現在、税率が平成25年に改正の後変更はなくて、旧3級品に対しては平成31年度まで段階的に上がっているというような状況になってございます。この中で、たばこの消費率が若干、やはり近年の禁煙の普及と申しますか、

そういった中でたばこそのものの売り上げの本数が減ってきているという状況にあります。そういったものを勘案しながら、それらの減少率を見込んだ中で積算させていただいたときに前年度比180万円程度の減少ということで積算させていただいているという状況でございます。

それから、もう1点、入湯税に関してですけれども、こちらにつきましては、現在指定管理の方が入浴客のほうは頑張らせていただいているという状況がございます。それから、施設のほうの料金の値上げとか、そういった部分のことでありますとか、今回指定管理継続に当たって、いろいろなサービスの向上なども考えて、利用者が伸びるというような形の計画で掲示もいただいているという状況がある中ではございますが、税のほうの収入を見込むに当たっては、利用者の状況などを勘案させていただいて積算させていただいているという状況でございます。平成28年度につきましては、台風の影響で閉館があったりとか、そういったことの事情があったかと思えます。平成27年度の利用者と比較すると、若干の減少傾向というところがございまして、それらを見込んだ中で、前年度対比は23万円程度の減額計上とさせていただいたところです。

以上です。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

お話は十分わかりました。

僕らから考えると、これ単式なのですよね、決算方法は。普通は、複式にさせていただくと、総括になる部分だろうと思いますが、考え方、それから税を下目に見るという部分は、税の執行上、税収が93%でしたか、で見込んでいるような状態がありますので、こちら辺をやっぱり適正に、100%は入ったときの予算と、予算書は別にしてですよ、100%入ったらこうなると、見込みはこうなのだというのがやっぱり必要なのかなという部分が考えられますので、今後検討していただければありがたいかなと。

総括で若干の事務手続的なものは聞かせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

収入全般で1,000円というのがたくさんあるのですが、21ページ、寄附金とかの欄の1,000円というのは、項目を起こしているだけだというふうに理解するのですが、21ページの20款諸収入2目災害援護資金貸付金元利収入の1,000円、これは何かずっと続いている項目でないかなと思うのですが、元利で1,000円ということは、たくさん金額があつて、見込みがなから1,000円をのせていることでないかなと思うのですが、そ

の辺ちょっと説明いただきたいというのと、それから、23ページの20款諸収入の5項雑入の1目過年度収入の1,000円、雑入でということは、以前からある分の1,000円が残っているのではなくて、たくさんあるのだけれども1,000円だけ項目を起こしておいて、入ってこないかなというような作りではないかと思うのですが、その辺の金額と、両方、教えてください。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

私のほうから、雑収入の貸付金元利収入の21ページの災害援護資金貸付金元利収入の1,000円についてご説明させていただきます。

ここの部分につきましては、貸付をしたお金の分を回収するという事になっておりますけれども、この方、ほかにも滞納等がございます、そちらのほうも一緒に払ってもらっているというような中でございます。そういった中で、ご本人、今、年金等でほとんど収入がない方でありまして、幾ばくかお金を払っていただくという中で、ご本人が払える範囲内ということで毎年お願いしている経過がございます、そういったことで、1,000円ということで収入のほうを起こさせていただいて、あとご本人のほうと相談しながら、あとは他の滞納等もありますので、そちらの支払いとも勘案しながらお支払いをしていただくと、そういったところで1,000円の歳入の計上をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

歳入予算の計上の部分の1,000円という部分でのご質問をいただきました。

まず、歳入を受ける折に、その受ける科目がなければ受け切れないということもありまして、科目を残すための措置というのもございます。

ちなみに、24ページの諸収入、雑入1目過年度収入の1節の過年度収入でございますけれども、もちろん過年度の収入を期待しているという部分ではございません。当然、その年の収入はその年に受けるべきだというふうには考えてございます。ただ、万が一、今年度中に収納できなかったものがここに入ってきた折に、歳入科目がなくなってしまいます。そのために、あえて科目存置という部分で残させてもらっているものでございます。

本来、過年度の収入ですから、平成28年度までに収入するものですから、そこについては最大限の努力はさせていただきます、年度内収納を目指しますけれども、万が一それができない場合に、平成29年度にいただく場合に、受け入れる科目がないということでの予算措置ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

最初の災害援護資金の関係、状況はわかったのですが、例えば残額によっては、例えば今までの実績でそんなに入っていなかったら、行く行くはどこかでもう払えなくなるという状況でないかと、1,000円で。もし払ってもらえる見込みがあるのであれば、残額があればね、5万とか3万だけれども、1,000円というのは最低の希望で置いてある金額だとすれば、これは見通しとしては非常に暗いという状況になるので、その扱いの問題もあるかもしれませんが、そういう状況だという理解をしておいてよろしいですか。

総務課長が言われた雑収入の1,000円というのは、払ってもらっていない分があるという前提ですよ、という理解をされていていいですか。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

この方、災害援護資金の貸付金の残額も相当額残っております。そういった中で、委員おっしゃるように1,000円だとなかなかなくなるということなのですが、やはり貸したもので、ご本人がご存命のうちはずいぶん払っていただきたいということもございまして、そういった形で他の滞納分も含めてなのですけれども、調整してお支払いをしていただきたいということで、こういう形で置かせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

こちら、私のほうから諸収入、雑入、過年度収入の分のご説明を申し上げます。

このほかの歳入科目も含めまして、年度内もしくは過年度という、もっと古い債権が収納し切れていないものが確かにございます。例えば税金であるとか、そこには滞納繰越分というような表現で書かれてございます。こちらの過年度収入につきましては、例えば特定財源となるようなものがいただけなかったというのもございます。その年は、その年の会計、その不足分は一般財源で賄うわけでございます。それで翌年度に入りますと、特定財源としてぶつける先がないという形になりますので、やはり一般財源として受けると。

過年度収入、滞納があるのかと言われますと、ここで想定しているものについてはございません。あるのは、例えば税とか学校給食費というのは、それぞれの科目で計上してございます。例えば去年、過年度収支という形で、南十勝消防事務組合が解散した折に、平成27年度中に支出し切れないものが平成28年度に回ってくるようなことがございました。それ

と同じような形で、過年度収入、例えばもしあったにしても、平成28年度中に収納しないということが確定しているわけではございませんので、それを何かに当て込んでここに付けているわけではなくて、あくまでも発生した場合、受け入れる科目がないということでの計上というふうにご理解いただいて構わないと思います。

以上です。

○委員長

その他、質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の全般において、事項別明細書に記載されている内容で質疑漏れのあった方で、特にここでお聞きしたい方がおりましたら質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出の全般の質疑を終了いたします。

◎延会の議決

○委員長

お諮りします。

本日は、これにて延会とし、明日15日は議事の都合により休会とし、16日より再開したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会とし、あす15日は休会とし、16日より再開いたします。

◎延会の宣告

○委員長

本日は、これで延会します。

閉会 午後 2時24分

平成29年度予算審査特別委員会会議録（第2号）

平成29年3月16日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員指名
- 第 2 議案第 24号 平成29年度大樹町一般会計予算について
- 第 3 議案第 25号 平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算について
- 第 4 議案第 26号 平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 27号 平成29年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 28号 平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 29号 平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 30号 平成29年度大樹町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 31号 平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席委員（10名）

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 11番 柚原千秋 | | |

○欠席委員（1名）

- 10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 布目幹雄 |
| 総務課長 | 松木義行 |
| 総務課参事 | 大林一博 |
| 企画商工課長兼航空宇宙推進室長兼地場産品研究センター
所長 | 黒川豊 |
| 住民課長 | 林英也 |
| 保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立
尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 村田修 |

農林水産課長兼町営牧場長
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長
会計管理者兼出納課長
病院事務長
特別養護老人ホーム兼老人デイサービスセンター所長

瀬尾裕信
鈴木敏明
高橋教一
伊勢巖則
瀬尾さとみ

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長兼学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

浅井真介
角倉和博
井上博樹

<農業委員会>

農業委員会会長
農業委員会事務局長

鈴木正喜
森博之

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長
係 長

小森 力
鎌塚 喜代美

◎開議の宣告

○委員長

ただいまの出席委員は10名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

7番 高橋英昭委員

8番 安田清之委員

を指名します。

◎日程第2 議案第24号から日程第9 議案第31号まで

○委員長

日程第2 議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算についてから、議案第31号平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算の歳入までの質疑が終了しておりますので、本日は、議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算歳入歳出の総括質疑から始めます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

ご異議なしと認めます。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

総務費の嘱託職員報酬について伺います。

質疑の中でも申し上げましたが、公衆浴場の管理人の嘱託職員の関係であります。現在、病気療養中であるということで、そして年度内に65歳になり、職場復帰に困難があるため、退職を含めて話し合いを進めるという回答でしたが、現状で職場復帰が困難だということで

判断しているのであれば、早い機会に結論を出して、早期に管理人を募集して対応するべきでないかというふうに思うのですが、当面はシルバーセンターでの対応という計画でありませんが、シルバーでいいますと、人員の問題があるのかどうか、中身的にはわかりませんが、水道メーターの検針で、途中でできなくて辞退をするという事例もありました。公衆浴場の管理人についても、そういう事例を考慮すると、新たな管理人の確保というのは、それは必要でないかと思いますが、いかがですか。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

まず、ただいま公衆浴場の管理人の関係でございました。

確かに、長期にわたり勤務できないことがほぼ確定してございます。ただ、その辺の話が進みましてのが今年の12月ぐらいから、新たに、その病気に対する治療方法が確定したのが年末でございまして、それで具体的にどうなるのだというところが進んでございまして、平成29年度の予算からは、とりあえず病気休暇に引かかるので、人件費の部分は落としてはいるのですけれども、募集が間に合っていないと。それからまだ、一応病気休暇30日を取得する、残った年休を使うというのも本人たちの権利として認められてございます。また、最終的に本人たちが残り少なくても復帰するという意思もある場合がございますので、その辺を慎重に勘案しまして、基本的に最終的に医者診断の中で1年、それからご本人の見方では1年半ぐらいかかってしまうかもしれないというようなこともございまして、とりあえず後任を速やかに選任する時間的な余裕がなかったものですから、シルバーで対応すると。一応シルバーで平成29年度は回していきたいという考えでございましてけれども、ご指摘のとおり、後任が速やかに決まる、もしくは募集ができるという状況になれば、今の職員の処遇も含めて考える中で、そこは年度内であっても対応できるものと考えてございまして、そういう進め方も一つ参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長

ほかにありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

30日の有休のやつは、それは権利がありますからいいと思います。ただ、その後の復帰の意思確認の問題については、それはされて、する必要があるというのはわかりますけれども、例えば短期間でも復帰をしたいということがあれば、そこまで待つということなのか、それは困難があるという判断を現状でしているのか、そのどちらなのか。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

手術をされるのが3月上旬に一度手術をして、また中旬にもう一度手術をされるということでございます。その経過もでございますので、どれぐらいの時間という部分はわかりませんが、ただ、医者の方の診断が1年、それからご本人も1年半ぐらい厳しいのかなというような言い方をしていますので、病気休暇の30日並びに有休消化、その後の善後策につきましては、こちらから退職していただくという形になるのか、ご本人たちの自主退職になるのかという部分もでございますけれども、そちらについては、誠意をもってお互い話した上で一番いい方法を考えていくという立場でございます。

○委員長

その他、ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

滞納整理機構のことについて伺います。

賦課徴収費の関係で、負担金、補助及び交付金のことですが、滞納の対策は、これは大変なことだというふうに私も理解しておりますが、その大変なことと、もう一つ、大樹も職員の皆さんは高い収納率を誇っておりますが、厳しいそういう中で努力して、そして気持ちに通じて、徴収に応じてくれてよかったなど、そういうことも多々あるというふうに思いますので、そういう点について、具体的な職員の努力の状況について、町長にまず伺いたいというふうに思います。

それから、町民の気持ちを考えると、やっぱり町民のことをよく把握している、私は、町職員がやっていくのが一番妥当だと考えますが、その点についてお伺いをいたします。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま志民委員から滞納整理機構のあり方、または、大樹町の滞納整理の事務のあり方についてのご質疑をいただきました。

私も、以前も同様のご意見、質疑をいただいておりますので答弁をさせていただいておりますが、そのときと気持ちについては、何ら変わってございません。私は、いろいろな部分、町税も含めて使用料等も含めて、滞納がある場合については、私どもの滞納プロジェクトを主体として、その対応について鋭意取り組んでいるところであります。今、委員がご指摘のとおり、ご相談を申し上げて、誠意をもって対応していただき、分割でもありますが、納めていただいている方については、私どももしっかりとご相談をさせていただきながら、徴収に努めているところであります。

ただ、残念ながら、そういうこちら側の思い、または相談の日程等もなかなか思うようにいかない、または連絡もとれないというような状況があつて、私どもでは対応がしかねる部分については、その中の案件の中から精査をさせていただいて、必要なものについては、滞納整理機構に送り込むということで対応しているところであります。

私どもの努力の状況というふうに委員おっしゃいましたが、私ども職員も含めて、誠意をもって対応しているつもりであります。町民の考え方、意思というふうに委員おっしゃいますが、そういうことであれば、必要なものについてはしっかり徴収する手段をとるというのも町民の意思であるというふうに思っております。

○委員長

志民委員。

○志民和義委員

日々努力している結果が、高い収納率を誇っているというふうに私も理解しております。なかなか、連絡とれないということになると、誰がやっても取れないですよ、なかなか厳しいと思うのね。最後まで、ある意味においては大変でしょうけれども、私、職員の皆さんのこういうところ、いいところばかりではない大変なところを通じて、また仕事のやりがいというのも私は感じていると思うのですね。

かつて私、聞いたことありましたけれども、やっぱり本当に2年も3年もかかって、ようやくと払ってくれたと、こんなうれしいことはないと言っていたけれども、すぐ払ってくれる人は一番うれしいのですけれども、そういううれしさもまた一方であると。そういう機会も奪ってはいけなかなというふうに、私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

滞納の処理にかかわらず、仕事の中でやりがいがあるということは当然だと思いますし、私どももそれを業務としておりますので、全ての職員が仕事に対して前向きな姿勢で臨むということは必要だと思っておりますし、臨んでもらっているというふうに思います。

再度のご答弁になって申しわけないのですが、そういう部分で誠意があるものを、お互いに相談がきちんと整って、計画に基づいて対応していける方々については、町としても誠意をもって対応させていただいているということでもあります。

残念ながら、そういう場面が保てない、持てないという方については、その中から精査をして、滞納整理機構のほうに案件として上げているということでもありますので、今後もそういう手順を踏んで、しっかりと徴収業務については対応していきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

滞納機構の関係で、ちょっとお伺いをさせていただきます。

現実的に、滞納機構というのは、長年にわたって税を納めていない方を、もう町が何をやっても難しいという部分をお送りになっているというのは、これは大変結構なことだと思っております。

ところで、それにかかわる金利というのは、税収に税を払わない場合は、金利がつきますよね、延滞金ですね。それはどのぐらいになるのですかね。それは減免をしているのかどうか、そこら辺だけちょっと、担当課で結構でございますので、なければいい結構ですが、現実的に、今までお支払いをいただいた方の中でいけば、多分、税の部分の我々で言う金利、利子というものは減免をしているのかなと思うのですが、そこら辺はどうですか。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、滞納があった場合の延滞が発生した場合、どのような対応をしているかということでご質問をいただきました。

延滞金の規定は、町のほうにもあったのですけれども、徴収に当たりましては、平成26年度からの課税分に係る滞納があった場合に、その滞納額が完納された後に延滞金の計算をさせていただいて、納めていただくという状況で今行っているところです。

以上です。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

数十年にまたがっている方もいるのでしょうかけれども、平成26年から、全部払った後に延滞金をいただくと。現実的にいただいているのですか。大体減免しているのかなと思っているのですが、そこら辺はどうなのですか。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

先ほどお話しさせていただいたように、平成26年度の課税分の滞納に対して、それが完納された後ということになりますので、実績としては平成27年度からの実績になります。平成27年度決算で9万5,000円程度の延滞金の収納がございます。

以上です。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

延滞金というのは、平成26年からではないわけですよ。払わないから、かかっていくわけですよ、現実的に。普通は、国税はそうですよ。払わない日から、何月何日まで払いなさい、払えませんが、はい、それから延滞をかけていくと。万が一、幾らかでもお金を、税収に払うと、本税に充当するというふうになっているのですよ。大体、税務署でやる場合は、延滞金はずっと残っていく。だから、もう払わないときから延滞金は、普通はかかるものなので、平成26年からという言い方は、僕はおかしいのかなと、現実的に。

平成20年からもう払っていない方は、そのときからもう既にかかっているわけですよ。かかっていかなければならないものをかけていないというのは、町長並びに町民の温情があっかけていないのだろうと。ですから、それでも頑張って払ってくれている方もいるということです。今、延滞が発生している方も相当いるようでございますので、どしどしと機構にお送りいただいて、恩情を余りかけないようにお願いを。真面目に払っている方と、努力をして払えない方もいますよ。それは十分わかりますので、どしどし、もう2年を過ぎたら延滞機構へ送るぐらいの気持ちを持つべきだと。そういう機構をつくったのですから、十勝管内全部でつくったわけですから、送るべきだと思うのですが、町長、どうですか。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、町の延滞金に対する事務の執行の関係のご質疑をいただいております。

平成26年度分からということで、ただいま、担当の課長のほうから説明をさせていただきましたが、実は、延滞金をとるというのは、もう条例で昔から私どものほうで定めておりました。ただ、それを長く執行してこなかったということも踏まえて、制度としてあるということをしつかりやっぺいこうということで、平成26年度に、それぞれの町民の方に私どものほうで、この年度の分から滞納があった場合は延滞金を執行しますということを周知させていただいて、平成26年度の会計が閉じて、延滞があるものについては、平成27年度分から執行しているということで、従前からそういう制度があるにもかかわらず、執行していなかったというのは、私どもの反省点だというふうに思っておりますので、今現在は、延滞があったものについては納めていただいた分について延滞金の計算をして、それについてもお支払いをいただいているということで執行しているところであります。

税に限らず、全てのものについて、やはり公平に負担をしていただくというのは当然のことだと思っておりますので、私ども、今後もしっかりと町民の皆さんとともに相談をさせていただきながら、一人でも多くの滞納者から納めていただけるお立場になれるような努力はしたいなというふうに思っております。

ただ、残念ながら、そういう部分でなかなかご相談が整わない、計画が進まないという方については、中身を精査した上で、今後も整理機構のほうにしっかりと対応のほうはお願いをする案件として上げていくということで進めていきたいと思っております。

○委員長

その他、質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

衛生費の墓園費で伺いたいと思います。

質疑でも申し上げたのですが、2年に1回の墓園の垣根等の剪定費として128万5,000円が計上されている、その内訳は聞きました。ニオイヒバ400メートルとシンパク1

56本の剪定に、市場の整備で必要経費だと言われましたが、私は専門家ではありませんが、どうもこの経費は高過ぎるのではないかと。何を基準にして単価を持ってきているのか、そういうことがちょっと疑問なのです。

概略を計算しますと、垣根1メートル約2,000円程度、シンパク1本1,000円ぐらいで、処理費を20万円ぐらい見て、消費税をかけると大体いい値段になるわけでありまして。以前は、職員がやっていたというような経過も聞いているのですが、僕は、垣根は豪邸の垣根でもありませんし、それほど厳密にぴかぴかで飛び出てはいけませんとか、そういうものでないから、それは、本当にそのぐらいのお金がメーター当たりかかるのかどうか。シンパクだって盆栽でないのですから、ある程度伸びたところをちやちやっつとという言い方は悪いのですが、さっさと切って、ある程度丸くなればいいというようなものでないのかと思うのです。ですから、変なことを言うかもしれませんが、本当に町の人に、これどのぐらいでやるといったら、50万円ぐらいでできるなという人がたくさんいるのではないかという気がしてなりません。

ですから、何をもとにしているのか。園芸士が盆栽を剪定する単価から持っているというのはちょっと高過ぎるし、その辺を再度、今後のこともありますので、お考えを聞きたいと思います。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、墓園の垣根の剪定に関する部分でご質問をいただきました。

予算の積算をどのようにしているかということでございますが、予算の算定に当たりましては、それらの作業を業務としている業者に見積もりのほうをお願いいたしまして、その見積もりを参考に予算の算定をさせていただいているところでございます。

今、昨日から経費がもう少し安く上がるのではないかとというようなご意見もいただきましたので、事業の執行に当たりまして、必要な箇所、それから現状等も一緒に確認しながら、そういった部分で費用の効果が上がるように執行していきたいと思っております。

以上です。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

その単価が、見積もりが出てくるときに、多分垣根、これに幾らと出てくるはずなのです。それから、シンパクの剪定幾らと。それは、例えば2年前とか何かの分で、どこかから見積もりをとって、ほかの人が入札に参加するのではなくて、見積もりを出してもらった人が参加すると思えば、それは何となくなれ合いみたいになっている気がしてしまうのです。ですから、その単価を見てどうかという判断をするときの基準の物差しなのです。

それは、剪定でも、園芸士がやる場合でも、比較をもってやる場合に、例えば高級なものだったら、これはこのぐらいいただかないとできませんということがあるかもしれませんが、墓園の垣根というのは、僕は、初心者程度でもできると思うのです。専門業者でなくても。だから、専門業者に依頼するにしても、こういう仕様ですから、これでどの程度でできますかという話の見積もりでなくて、園芸士がやったらどの程度ですかといったら、俺は腕がいいのだから1時間やったら何ぼ、そういうふうになっていく価格と僕は違うと思っているのです。

ですから、町の財政の執行ですから、あそこのお墓の剪定をするのに百何十万円といったら、なぜそんなにかかるのだという話にならないような、やっぱりベースになっていなければいけないと思うのですよ。ですから、見積もりが出てきたから、それを参考にして、仕方ない、これだったらと、何の努力もないというふうにとれるのですけれども、その辺もうちょっと聞かせてください。

○委員長

布目副町長。

○布目副町長

今、墓園の垣根の剪定の方法、具体的にご指摘をいただいたところでありますけれども、おっしゃる指摘のことを十分に私も今考えまして、なるほど、やはりそういう見方もあるなということで、先ほど課長も申しましたとおり、今後、こういったことのちょっと反省もしまして、その場所なりに、施設にあったようなやり方をもう少し検討すべきこともあるなということで、そこは十分反省をしまして、適切に執行してまいりたいと思っています。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

見積もりを出してもらった業者がやるのではないのですか。そこで、もう一回聞かせてください。

○委員長

布目副町長。

○布目副町長

今回の案件ですけれども、金額ベースから言いますと、随意契約の金額にはなるのですけれども、物によっては入札もありますので、今回は、町内からそういう関係業者から見積もりを徴集したということでもありますので、入札になろうかと思っておりますけれども、適切にそこは執行してまいりたいというふうに思っております。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

適切というと、わからなくもないのですが、そういうふうな見積もりをとって、積算して

あって入札しても、128万5,000円、それ以下の入札価格だったら落札するわけですよ。これを変更しないと。再計算をして、どこかをベースにしてやらないと。例えば70万円という予定価格だったら落ちないのですが、何か話があったように、1社が入札に参加をして、その1社の人が見積もりを出したら、自分の出した価格がわかるわけですから、124万8,000円といったら、それはもう落札なのですよ。では、努力するも、検討するも何も生きてこないのです。そのまますんなり、このとおり行ってしまうのですよ。

ですから、僕は、この前段階で、こういうものはどういう単価を採用するかどうかということをもっと真剣に考えて、少ない財源を有効活用するような、この額の、これ以上大きい工事費というのはたくさんあるけれども、ここも、そういう目線で物事を判断すべきでないかと。例えば町民に、あそこ何ぼやったといったときに、こうだよというときに、なんだそれと言われなような価格になっているのが妥当でないかと思うのです。

だから、自信あるのだったらオープンにしているのですよ。そうですね、やった契約ですからね。実は、あれは128万円なのだよと。そのときに町民がどんな反応をするかですよ。僕が間違っていて、もっと安くできるというのは、もっとかかるのではないかという人もいるかもしれません。だけれども、そうなったら自信もあって、これはこのぐらにかかると言ってもらっていいのですが、何となくちょっと浅はかな積算だったから、検討して対応したいということは、予算の見積もりにも何となく惰性で前回のやつとか、安易に見積もりのやつを使って、このぐらいだというふうに価格を積算したのではないかというふうに思えてしょうがないので、やっぱりもっと真剣に考えて対応していただきたいというふうに思いますので、再度、その決意を聞かせてください。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま墓園の剪定の業務の入札のあり方というか事務のあり方についてのご質疑をいただいておりますが、これを一例としておっしゃっていただいているというふうに私は受けとめました。これに限らず、全般、町がやる予算がかかる事務の執行については、内容を精査してやりなさいというふうなご意見かなというふうに受け取っております。

今回の墓園の剪定についても、私どものほうでこういう仕様でお願いしますということでお見積もりをいただいて、その見積もりを予算にしたということでもありますので、これをお認めいただいて、事務を執行する段に当たっては、再度どういう内容をうちが求めていくか、レベルの段階というか、レベルの話もあるというふうに思いますので、そこら辺も精査した上で、新たな設計をした上で入札に臨みたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

同じ墓園費なのですが、要望として、高さをもう少し、一尺という言葉聞いたので、30センチほど下げてくれないかという要望なのですが、そういう点について、どうでしょうか。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

今、垣根の見栄えの問題と申しますか、高さについてご提案をいただいたところです。

墓園の垣根につきましては、お墓参りにある垣根と、それから国道沿いにとりいう形で、その辺は高さに差をつけながら整備させていただいているところでございます。今、ご要望も承りましたので、業者が決まった後とか、あるいは回りの方、住民の方、特定の人になるかもしれませんが、そういった方々のご意見も参考にさせていただきながら、こういった形で環境整備を進めていかという部分を考えながら進めさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

高橋委員。

○高橋英昭委員

行政区会館の修繕の関係で伺います。

平成29年度予算では、相川福祉ホームなど6カ所で修繕を予定しているということで、主にトイレの改修ということで、洋式化したいということで伺っております。平成30年度については、そのほか9カ所でも同じような計画をしているということなのですけれども、早急にそういったトイレの改修ということなので進めてほしいと。

お聞きしたいのは、その他別途検討が必要ということで、三つあります。一つは、晩成福祉館、もう一つは生花研修センター、三つ目に老人と母子の家です。これらについては、どんな検討をしていくのか、ちょっとお聞かせ願います。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

この間、委員会の場面で、資料提出させていただいたときの内容の中で、改修を別途考えるという話にさせていただいた3施設について、どのようなことだということでご質問いただきました。

晩成の福祉館、それから生花の研修センターについては、老朽化があるのを踏まえた上で、津波などの対応の一次避難所というような施設でもございますので、そういった観点も含めて、改めて協議をしていくという形をとりたいと思っております。

それから、もう一つの老人と母子の家の関係なのですが、こちらが、施設の中で一番老朽化が進んでいるぐらいの建物かなという認識でございます。今年度におきまして

も、修繕ができる部分については、修繕をしたいなというようなところもありまして、業者にも入っていただいて建物の確認などもしていただいた経過がございます。そういった中で、部分的に改修をしたとしても、建物自体の強度と申しますか、そちらのほうが改修に見合わないといえますか、もうそろそろ建物としての限界がそんな遠くない時期に来ますよというような、そういうようなお話もいただいたものですから、ここについては、その後どういった形で整備していくのがいいのか、役場内部、他の部署も含めて、それから地域の方々も含めて、改めて検討の場を設けさせていただきたいなということで、とりあえず、平成29年度の当初予算等には踏まえないで、根本的な考え方の整理をさせていただくことを手がけていきたいというようなことで考えているところでございます。

以上です。

○委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

晩成と生花については、わかりました。

3番目の老人と母子の家です。ここは、非常に使用頻度が高いということで、町のほうでは把握しておられると思いますけれども、ちなみに申し上げますと、まず、麻友の行政区の行政区会館として使っていると。その中に、南町と麻友のいわゆる老人会、南の友と書いて南友シニアクラブと呼んでいますけれども、そういったクラブの活動の拠点。もう一つは、月に2回、ことぶき大学の花木学部で使っていると。そのほかに、鏡町、南町、それから麻友、この3行政区の老人の方々の集いをそういったことで毎月やっているのですけれども、そういったことでボランティアとして使っていると。そのほかにも、詩吟のクラブで使っていると。また図書館ボランティア、そういった関係でも使っているということで、恐らく年間相当の使用量があるのですよ。

その中で、高齢者が集まっているということで、トイレが非常にネックになっています。中には、トイレに入ったまま立ち上がれなかったという声も聞いています。ですから、ぜひここは優先して、まずトイレだけはやっていただきたいと、そう思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

今、委員のお話しいただいたとおり、老人と母子の家の使用頻度が高いことについては、こちらのほうも承知しております。行政区会館全般に当たりましては、施設が老朽化していく中で、新たな施設というのはなるべく考えないで、現在のものを修繕しながら長く利用していただくというのが今までの役場の方針ではございましたが、老人と母子の家については、そろそろ本当に建物の限界も近いところに来ているのだろうというようなところもあります。それから、今の使用頻度が高いという中で、使えなくなったから終わりとい

うことにしているかどうかという部分で、必ずしもそういう考えにはなれない施設であろうという部分での認識を持っている場所でございます。

ただいま、利用に当たって不便を感じているので、せめてトイレだけでもというお話をいただいたのですが、あそこは、エリア的に水洗をする区域ということになりますので、トイレの改修をした場合に、水洗化を図るといようなことになろうかと思うのですが、水洗化をして改修ということになると、ある程度の費用もかかってしまうと。そういった中で、先ほど申し上げるように、建物自体がそれほど長くない中で考えていかなければいけないということで、そういう費用をかけて部分的に施設改修するのはちょっとどうかというところしておりますので、状況の中で、長い時間をかけてということにもならないかと思いますが、全体的に施設をどのようにしていくかということを検討した上で、その検討も早く進めながら、今後の整備方針についてご相談していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

高橋委員。

○高橋英昭委員

いずれにしても、使っていることは事実なので、本当にそういったことで不自由をしているのですよ。ですから、ぜひやってほしいと。

最後に町長に、将来に向けて、老人と母子の家をどのように考えているか、お聞かせ願います。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

老人と母子の家に限らず、行政区会館をどうしていくかというのは町の課題だというふう
に思っておりますし、昨年、各行政区の区長等通じて、行政区会館の状況等についての調査
をさせていただいております。その中で、各地域にあるトイレについては優先的に改修を進
めようということで、平成29年、30年で全部直そうということで手をかける、また建築
年度、古いのは昭和47年とか48年の会館があるのですが、そういうものについて、普段
からの利用のあり方もあるのかもしれないのですが、非常に状態のいいところ、または老朽
化の傷みが激しいところもありますので、傷みが大きいところについては、屋根の修繕等も
含めて、今年度から一部手がけていくという予定しております。

生花、晩成については、避難施設であるということもありますので、そのあり方について
は、特に晩成については、昨年、屋根が飛んだというようなこともありますので、今後どう
していくかというのは、早急に判断をしていかなければならないかなというふう
に思っております。

老人と母子の家も、昨年も含めて私もお邪魔をして中身を見させていただいたこともあり
ます。そういう部分では、老朽化が進んでいるなというのは本当に感じているところでもあ

りますし、今改めて麻友の行政区、または地域の老人クラブ、ことぶき大学等々で利用されているということで、非常に頻度が高いのかなというふうに思っております。あの地域に、老人と母子の家が果たしてきた役割というはあるかなというふうに思っておりますので、今後どういう形で老人と母子の家を整備していくかというところは、検討を進めたいというふうに思っております。

ただ、市街地を含めて、行政区会館が地域にないというところもあって、非常にご不便をおかけしているというところもありますので、全体のバランスを見ながら、どういう形で老人と母子の家の整備を図っていくのがいいかについては、早い段階で検討していきたいというふうに思っております。

今、明確に、いついつまでというお答えができないのは非常に心苦しいのですが、ご指摘、ご意見いただいたということで、町としてもスピード感を持って検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

齊籐委員。

○齊籐徹委員

事項別明細書でいきますと34ページの町有の建物解体工事の関係ですけれども、資料請求の中で旧高齢者ふれあいセンター、指名競争入札で8月に入札を開始して解体するのですが、約3,400万円見ているのですが、この中に保存されている伝票、資料、シルバーの備品、その行き先というのはどうなるのでしょうか。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

旧高齢者ふれあいセンター、中に収まっているものについて、どうするかというお話でございます。

例えばあそこは、役場の書類等もかなり置いているのですが、本当にいつまでも保管しなければならないものかどうかというのもございます。当然、保管年限中のものもございますし、保管年限が切れていて処分しても構わない書類もございます。まずそういったものを整理して、必要なものにつきましては、とりあえず旧消防庁舎の2階が今あいていますので、そちらのほうに運ぼうかと考えています。

また、社会福祉協議会の中で、例えばベッドとか大きなものもございます。そういったものにつきましては、すぐに近くにはないと困るものに関しましては、旧消防庁舎等も含めて移動先を考えますけれども、そのほか旧駅舎であるとか、そういったところも含めて考えるのですが、常時使うものではないと。少々遠くてもいいということであれば、地域の方とまだお話しはしていませんけれども、尾田の小学校であるとか、まだ解体をしていない旧中島の福祉ホームであるとか、そういったところを有効に活用しながら、当面8月の入札執行予定時

期までには、中をきれいに片づけていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

8月までに資料を移動させるのだというのですけれども、例えば整理して、処分するのは処分すると。多分、処分するといったら、それなりに経費はかかるのですよね。移動するといったら、職員で全部対応するのか、またある程度委託をしたり何かして、移動したりするのか。そうすると、この経費というのは、どこから出てくるのか、どういう形で資料の整理をしていくのか、お聞きしたいのですけれども。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

確定したことは、今現在はつきりは言えませんが、例えば中で不要といわれるもので、一般の住民の方たちが、これを使いたいよということであれば、当然お分けします。

それから、処分作業の部分、そちらにつきましては、自分たちがそこに運んで、自分たちの書類ですから、自分たちが責任を持って焼却処分場で燃やしていただくとか、搬出して消防会館に運ぶとかということを考えています。

問題は、有料でしか処分できないもの、実は家電みたいなもの若干混じってしまっていて、そちらについては、実際あの中にどれぐらいのものが入っているかというのは、見てはわかるのですが、数量的な確実なチェックが終わっていない状況です。ですから、それを見て、例えば家電製品は、家電リサイクル法に基づく処分料もかかるよとかということになれば、そちらについては、別途もしかしたら予算をお願いすることもあるかもしれませんし、規定予算の中で処分する、もしくは無料で引き取ってくれるところも考えると、そういった形の対応になるかと思えます。

いずれにしても、非常に申しわけない言い方なのですが、あの中に必要なもの、処分可能なもの、まだ使えるもの、もうだめなもの、どれだけあるかというきちんとした把握、こちらがまだなされていないところでございますので、解体してあそこをきれいにするということは進めさせていただきますけれども、この予算をお認めいただきまして、新年度になりまして、工事を予定する時期までにその辺を固めて、業務の執行に支障がないような対応をとらせていただきたいと思いますと考えているものでございます。

以上です。

○委員長

そのほか質疑ありませんか。

柚原委員。

○**柚原千秋委員**

私は、牧場のことについてお伺いしたいのですが、大樹町の光地園牧場が目の前にあって、恐らく私の思いでは、管内でも面積から施設の内容からして、屈指の牧場だと思うのですけれども、それが利用できないということは、生産者にとっては大変つらいものであります。

そこで、お伺いしたいのでありますけれども、生産者に対しての入牧必須条件がまず一つ、それから二つ目は、無菌農家もおられるのだと思います。それからヨーネ患畜収束農家、ヨーネ患畜の場合はご承知のとおり3年間なのですが、定期的に検査しますよね。収束した場合には、収束した場合であっても私は必要だと思うのですけれども、それがどうなっているのか。またその場合は、有料なのかどうかということをお伺いしたいのです。

○**委員長**

瀬尾農林水産課長。

○**瀬尾農林水産課長**

まず、入牧条件でございますけれども、基本的には春先に生産者の皆さん方に入牧の意思確認をして、町営牧場の入牧頭数に合う形で運営委員会にも諮りまして、入牧を決定しております。

また、ヨーネ病発生後の対応でございますけれども、町営牧場でも衛生管理を徹底しておりますして、入牧時の牛の消毒や病虫害の駆除、または生産者による検査をクリアしたものを基本的には町営牧場として受け入れをしております。

以上でございます。

○**委員長**

そのほか質疑ありませんか。

柚原委員。

○**柚原千秋委員**

再度確認するのですが、患畜農家が収束したら、入牧できるということなのですか。

○**委員長**

瀬尾農林水産課長。

○**瀬尾農林水産課長**

ヨーネ病につきましては、3年間菌が発生しなければ基本的に収束という形になりますので、問題なく生産者の希望があれば、入牧のほうはオーケーすることとなっております。

以上でございます。

○**委員長**

柚原委員。

○**柚原千秋委員**

この病気、法定伝染病だけあって、大変厄介な病気なのだよね。例えばですよ、一番いい

のはやめて、そして、文献では一年間休農すればいいのだということなのですから、やめて休農したとしても、それから1年後2年後ぐらいに導入して、また始めようとしたときに、出てこないという補償はないのだよね、これね。そこが公共牧場の最大の戸数が増えないという、減少していくということだと私は思うのです。でも決まりですから、これは私も生産者も皆さんも遵守すると思います。わかりました。

それから、もう一つなのですが、先般の説明会ですか、あのときに、私の記憶ですよ、記憶もちょっとこのごろあやふやなところもあるのですけれども、晩成牧場も含めた公共牧場の運営のあり方を検討したいというような説明があったような気がするのですが、私の間違っていたのでしょうか。ちょっとその辺、もしだったらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

委員のおっしゃるとおり、牧場の全体的なあり方の検討を進めたいということでご答弁をいたしましたところでございます。

○委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

役所の言葉で検討という言葉は、非常に奥が深いのだと思うのです、私。何かはあるのでしょうかね。まだ、ただ公表できないのかできるのかわからないけれども、何かを検討する目的があるのだと思うのですが、その辺は、お話はいただけないのかな。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま柚原委員からは、町営牧場も含めて公共牧場のあり方のご質疑をいただいております。

実は、私、2月に北海道農業公社のほうに出向いてまいりました。大樹農協の坂井組合長と一緒にいたのですが、農業公社が育成牧場を長く大樹町で運営していると、昭和45年から公共育成牧場として運営をしているということでもありますので、地元で農業公社の牧場があるということで、公社の今後の牧場の利活用の方向等についても懇談をさせていただけないかということでお申し入れをさせていただいて、公社の竹林理事長初め、役職員の皆様と2時間程度懇談をさせていただきました。その中で、大樹町の光地園牧場、晩成牧場も含めた公共牧場の今後のあり方についての意見交換もさせていただいたところであります。

公社も夏場にかけて1,000頭近くのホルスタインを飼養しているということで、北海道はもとより全国にホルスタイン、または肉牛を供給している重要な役割があります。また、大樹町の公共牧場についても、大樹町内、以前は道外の牛も預託しておりましたが、大樹町内の育成を担っているという重要な役割があるということは、私も今でも認識はしている

ころであります。

ただ、残念ながら、伝染病等の関係で、発生した場合については、正常化になるまで預託ができないというようなことで、どうしても病気との兼ね合いがあって、預託の頭数については、以前から比べると大幅に減っていると。半減とまでは申しませんが、減っているという状況にあります。今後も、この傾向については、残念ながら家畜を飼うという部分では家畜衛生、病気との闘いということもありますので、大きな改善は望めないかなというふうに思っておりますので、頭数が減った中で、大樹町の公共牧場としての役割はどういう方法に持っていくかというところは、検討が必要かなというふうに思っております。

その中では、公社牧場、公社の育成牧場と大樹町の公共牧場の連携のようなお話も一部にはありました。なので、そういうことも含めて、今後、検討を進めた中で、何らかの連携ができればなというふうに私は思っておりますので、これから鋭意、公社のほうとも事務レベルでいろいろ、担当レベルで協議を進めた中で、大樹町の公共牧場と公社の育成牧場が、この地域、または北海道の酪農にとってどういう貢献ができるかということも含めて検討していきたいなというふうに思っております。

今、具体的にこうという形はお示しはまだできませんが、そういうスタート台に立ったということで、今後、協議を進めていきたいと思っておりますので、何かいい案があれば、ぜひ教えていただければと思います。

○委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

私ごとなのですが、牧場が大きくなる前の、木の柵でつくったバラ線の時代から、もう四十数年も私は利用させてもらって、今日に至っているのです。夏山ふるさというのは、全国的のこの傾向はあるのだと思うので、秋になって丸々と太って、半年ぶりに牛に会うというこの喜び、農家の喜び、こういうものも私は大事だと思うので、ぜひひとつ、私らのような小さな和牛農家も何とか救われるような方法をぜひひとつとっていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長

休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑ありませんか。

齊籐委員。

○齊籐徹委員

事項別明細書で40ページなのですがすけれども、大樹高校の海外見学旅行事前研修派遣助成金83万円の関係ですけれども、資料請求の中では、予算の範囲内では、高校生3からまた4名、5名と増やしていくということの資料説明と、児童生徒は無料だということで、一応そこをちょっと確認したいのですけれども。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

予算としては、生徒が3名、それから教員2名の分を予算計上させていただいておりますけれども、単価も今時点の単価でございますので、時期等々で少し安くなるという部分がありまして、その予算の範囲内で、高校がもう1人、2人、部屋割のこともありまして、増やしてやってもいいかという希望があります。5名とかになった場合に、仮に1万円、2万円の負担というのは高校としては考えたいということですので、それはあり得るということで、前回そういうふうにお話をしたと思っております。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

予算の範囲内で、だったら自己負担というのですけれども、私的には今グローバル社会、グローバル教育からいくと、今回は2年生、3年生の中から抽出というか代表で行くので、本当にグローバル教育に興味のある者、関心のある者が行くということを考えると、私は、2名であろうと3名であろうと、ある程度の自己負担は必要ではないかと。そうでないと、そういう意気込みのある生徒を連れていかないと、ただ無料で行ったというのと全然、多分帰ってきたら報告もあるので、そういうことを考えると、やっぱり人数に関係なく、生徒たちにある程度の自己負担をして、きちんとした意識を持たせて行かせるというのが必要でないかと思うのですけれども、その考えについてはどうでしょうか。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

委員言われますように、高校からも同じようなことを言われまして、自己負担はやっぱりとらないと、なかなか真剣味がなさない。全額負担というのは、どうしても物見になってしまう傾向があって、やる気のある生徒は少し負担をもらってでも募集したいという高校の意向でございましたので、そこら辺は調整して、その意見を参考にしながら進めたいと思います。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

それで、行くに当たっての事前研修というのは、多分、事前の事前というか、学校現場での研修というのは、その辺はどうするのか。どこかに台湾の方でもいれば、そういう方を招いて講習を受けるのか、それともAET 2名いるので、その方を入れて英語の会話のやりとりとか、そういう研修をして行くのか。その辺の考え方というのは、どのように考えているのか。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

高校のほうで、今、台湾の義守大学の先生とやりとりをしております、そういったことでの事前の台湾の調査とかで調べていくようなことは当然やると思うのですけれども、講師を招いてというのはちょっと考えてはいなかったのですが、そういう場面があれば、札幌にも分処もございますので、あるいは帯広にもJICAの関係がありますので、そういった場面があれば考えてみたいと思います。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

ぜひ、そういう窓口、大樹にある台日親善協会だったかな、新しくできましたよね。会長がここにいるのですけれども。そういったことも含めながら、やるのも一つの方法ではないかと思うのです。

お願いしたいのと、もう一つは、多分、教育委員会が触れてくるのですけれども、道教委の考え方として、大樹高校海外研修旅行事前視察研修派遣事業、この派遣というのは、道教委としては余り望ましい表現の仕方ではないのですよね、あくまでも。そうすると、もっと名称をきちんと、例えば大樹高校グローバル研修何とかとか、交流会にするとか、高校側が道教委に学校の学事報告をする場合、多分この表現で書くと大変つらい思いをすると、道教委から。そういうことを考えると、派遣事業の名称をある程度考えていかないと、高校が迷惑をかける場面もありますので、この辺を十分考えていただきたいと思うのですけれども、この辺どうでしょう。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

委員が言われるように、私どもの予算としては、事前研修ということでの予算のとり方だったのですけれども、高校としては、事前の調査とか事前研修ということでの出張は非常にやりづらいのだと、やっぱり研修で行きたいのだというふうに言われておまして、それは中身の意味合いの問題ですので、それは構いません。うちの予算の項目ではこういう名称ですけれども、執行に当たっては、内容的には事前の研修の部分もありますけれども、研修だということでの執行で構わないのではないかなというような話し合いはしております。そ

のように対応したいと思います

○委員長

その他、質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

土木費の住宅費で伺いたいと思います。

新たに取り組む事業の大樹でかなえるマイホーム支援事業の件なのですが、住宅の新築、それから建て売り、中古住宅の購入者に対して補助金を支給することが決まります。この事業の支給基準に一步踏み込んで、その補助金支給に対して、住宅のバリアフリー化に対する補助を加えるという考えはないのか、伺いたいと思います。

町に100万円の貸付金制度があって、無利息で元金は返納するということであります。ですが、今回の新たな事業は補助金でありますから、返す必要がないのですね。だから、そのところを加味して、ここにやはり高齢者の問題もあり障害者の問題もあるので、そういう人には貸付金ではなくて、補助金として支給をするという考え方が持てないかどうか、伺いたいと思います。

○委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今の菅委員からご質問のバリアフリーに対する新しい補助金制度の中のそういったものの加算も対象にしたかどうかというお話ですけれども、今現在、町でやっている施策の中では、新築ではございませんけれども、リフォームに関する中で、そういったバリアフリーの対応ということのリフォーム補助金のほうでは対応しているという内容になってございます。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

そうすると、新築住宅でも建て売り住宅でも、一回購入とか新築してから、後でリフォームをすとなったら、それは補助金が出るという考えということなのですか。

○委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

リフォームのほうでは、工事費の2分の1を対象として上限が10万円ということで、新築の家を後からそういったバリアフリーに対応するとかということでございましたら、リフォームのほうで対応していけるかなと思ってございます。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

二度手間にならないように、入れるのだったら新築のところは最初からそういう希望があれば入れるというのが、それは常識的に僕はいいと思うのですけれども、形はどうであれ、そういうことであれば、新しいマイホーム支援事業に入っていないけれども、それは別な形でオーケーとなれば、ここの中にわかるようになっていないと、ないというふうに誤解される場合もあるので、そういうことも含めて、本当はそちらのほうをやめても、これにマイホーム支援事業の中にそういうことの一項を加えるほうがいいのかと思います。利用者にそういうことがあると言えば、そこは100%こだわりませんが、ぜひそういう対応を、将来どういう形がいいのか、ぜひ検討も含めてあり方を進めていくということをお願いをしたいと思います。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、新年度の予算で計上させていただいておりますマイホーム支援事業の中身の中にバリアフリーの項目を加えてはどうかというご質疑をいただいております。

マイホーム支援事業については、子育て支援というところの思いから、この形の事業を進めております。また、バリアフリーという部分では、例えば高齢者が同居している方がバリアフリーの施設をつくろうという場合については、別途高齢者に優しい住宅の改善資金、名称あれですけれども、があるということで、そういうお金を借りてやれるということであり

ます。新築のマイホームの支援事業の中にそういうバリアフリーの思いも加えるというのも方法としてはあったかなというふうに思いますが、既に高齢者等に対応するバリアフリー化、または住宅のリフォームについては住宅のリフォームの事業ということで、既存の事業があったというのでありますので、マイホーム支援事業については、子育て支援という思いも込めてつくった事業であるということでもあります。

今後、その活用の中で抱き合わせにすることが必要であれば、当然そういう方向もこれから考えていかなければならないかなというふうに思っておりますし、マイホーム支援事業のご相談があった際に、家族構成で高齢の方がいらっしゃる場合については、他の制度の周知についても積極的にPRをさせていただきたいと思っております。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

わかりました。その考え方でぜひ前に進んでいただきたいと思うのですが、何となく子育て支援の小さい子がいるところだけというのがちょっと強く前面に出ているのですが、例えば子供を田舎で育てたいと、そこに祖父母がいれば、家族で来るというときに、高齢者を向こうに置いてくるのではなくて、そういうふうな視野にも入れてもらえると、多分、事業と

してそれは表に出るPRとしても格調高いといったら変ですけども、やっているなという
が受けとめられるし、そういう意思を表に出すことのほうが、僕は事業としては受け入れら
れやすいと思うので、そこもぜひ検討していただきたいと思います。

答弁はいいです。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

齊籐委員。

○齊籐徹委員

民生費行きます。66ページ、児童施設福祉、保育園の関係でお聞きいたします。

平成27年、28年、それぞれ50名近い出生で、ほかの町村から比べるといい話で、環
境なのですけども、それで、全道的、全国的に叫ばれている待機児の関係ですけども、
平成29年度に向けて待機児は出ないのか、どういう状況になっているのか。3施設でどの
ぐらいの希望がされているのか、スタートの時点の状況を知りたいのですけれども。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

委員ご指摘のように、出生数が多くて、保育園の入所希望も多くなっております。

今回、11月に仮の希望をとりまして、現在、最終調整ということで、保育園のほうと保
護者の方と面接等もしていただいて、決めるということで今動いております。南保育園につ
いては、当初希望が一番多くて、今、済みません、正確な人数が出てこないのですけれど、
100名を超えた形での希望がございました。受け入れが、やはり先生の関係で難しいとい
うことで、北保育園と尾田認定こども園のほうに調整をさせていただいたところです。

やはり希望が多いのは、ゼロ歳児、1歳児の入所の希望が多いということで、1歳児につ
きましては、南保育園で入れなかった子供については、基本的には北でお受けいただけると
いうこと、あるいはゼロ歳児で2名ほど、南北の法人のほうでどうしても入れないという子
供については、保護者の方のご了解をいただいて、あきが出るまでは当面尾田のほうに入っ
ていただくということになりまして、4月時点での待機児童は今のところないというような
状況になっております。

以上でございます。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

今の時点でないのですけれども、今の園児は10カ月を過ぎるともう保育所に預けられる
ということで、働きたいお母さん方がいるのですけれども、途中から入るとなるとなかなか
厳しい状況なのですけれども、その辺の対策というのは、法人含めて大丈夫なのか。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

平成29年度に10カ月を迎えるゼロ歳児につきましては、大体9名から10名程度を想定しております。今の時点では、ちょっと受け入れが正直難しいというような状況になってきておりますが、法人、あるいは尾田とも、その部分は相談をしております、とりあえず4月の希望されているお子さんたちについて、ある程度月数が経てば少し落ちつくので、人数の受け入れももう少しできるのではないかというお話をいただいておりますので、ある程度人数が落ちつきましたら、そこでさらに今年度10カ月を迎えるゼロ歳児の入園についても待機とならないような形での調整をしていきたいと思っておりますが、今のところちょっとまだ決まっていないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

年齢によっては、いろいろ現場のほうで動かしたりなんかして調整しているというのですけれども、3施設ですけれども、それぞれもう結構年数がたったり、例えば尾田でもそろそろもうトイレの改修だとかしていかないと、子供たちに不便をかけると思うのですけれども、法人側ももうそろそろ昭和55年に建てて結構古いのですけれども、将来的にはやっぱり一本化というか、そういうことも視野に入れていかなければならないと思うのですけれども、法人もいろいろあるのですけれども、将来的に3施設の老朽化を考えた場合に、町の保育事業の将来的な考えというのはどのように考えているのか、最後にお聞きしたいです。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、齊籐委員から町の保育行政のあり方、特にご質問で、施設のあり方等についての町の見解についてのご質疑をいただきました。

実は、昨日、福祉事業会の佐藤常務と高野事務長が、午後からですが私のところに面会に来ていただきました。その中で、福祉事業会のほうからご要請書をいただいたところであります。内容については、福祉事業会として、今後、施設を一本化して開始をしたいのだというところを理事会のほうでお決めになったという内容と、今後、その施設の改修に当たって、ぜひ町のご支援もいただきたいというようなご要請の内容でありました。

委員ご承知のとおり、今の町の南北の施設については、築35年以上経っているということで、非常に老朽化が進んでいるということ、また現有の施設が狭隘であるということもありません。施設の改修について法人のほうで検討を進めているという話は、私も聞いていたところでもあります。

また、二つの保育所を運営しているということで、保育士の確保も非常に大変だというこ

ともありますので、そういう保育の質を上げるという部分からも施設の集約化を図るということがあるのかなというふうに思っております。

市街地の保育所を一本化するというので、今の南の施設のところに改修をしたいということでの理事会のご決定だというふうにも聞いておりますので、そういう部分で、法人が施設をつくるということであれば、国の補助も受けられるというふうに思っておりますので、そういう部分で私どももしっかり事務手続等については、お手伝いをさせていただきたいということを申し上げました。

また、尾田の認定こども園についても、30名の定員でほぼ定員の中で施設を運営して保育を行っているということもありますので、また状況等踏まえて必要な部分については、またご相談をさせていただきながら、改修のほうを進める場面もあるかなというふうに思っております。

いずれにしましても、尾田、そして町内の法人が運営していただいている保育については、今後もそういう形で大樹の保育行政を担っていくということになるかと思いますので、良好な保育ができるような環境については、適宜相談をしながら進めていきたいと思っております。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

関連で一つ、保育士を対象とする家賃助成制度の具体的な内容について、お聞きしたいと思います。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

保育士、なかなか探すのが困難だということと、やはり大樹町は家賃が高いというようなお話を受けております。そういったことで、法人で採用になった方につきましては、1万円を3年間、採用になったときからという形で、法人のほうにこちらのほうから補助金みたい支援をするというような形で保育士の確保に努めてもらうということで考えております。

以上でございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

1万円の助成ということですが、保育園からの家賃手当というのもプラスしてという考えでよろしいでしょうか。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

法人のほうでも民間等を借りている方については、そういった住居手当というのが出ていくというふうに聞いております。そこにさらに、町のほうで1万円を上乗せした形になれば少しでも来てくれる方が増えるのではないかなということでの新たな施策でございます。

以上でございます。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

数点、総括のことで質問したいと思います。事項別のページ、ちょっと行ったり来たりしますので、済みません。

一つは、事項別では74ページの衛生関係なのですが、し尿処理については、組合に加入して非常に財政的な効果もあるのではないかなというふうに認識しております。少し前に、ごみのほうのくりりんセンターが、いよいよそちらのほうの一部事務組合といたしますか、組合で改築をするのだよというようなことなものですから、ぜひ町としても、そういうふうなし尿での非常なコストといたしますか、コストカットという言葉がいいのか効率化という言葉がいいのかわかりませんが、ごみのほうの将来展望というか、もう将来展望といっても、改築されるのも数年後ということで日程が出ているようですので、そんなゆっくりはしていけないのですが、ごみ処理についての今後のあり方をお聞きしたいと思います。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、西田委員からごみの処理の今後の見通しについてのご質疑をいただきました。

私も、広尾、大樹、そして幕別町忠類で組織をしております複合事務組合の組合長でありますので、その立場からも少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

くりりんセンターは、帯広市が中心となっており、ごみ処理を行っている組合ですが、施設の長寿命化を図るのか更新をするのかということのご判断で、新しくつくることが決定をされたというふうにお聞きしております。平成38年を多分目途に、新しい施設をつくって運営をしていくということで決定がなされました。その段階で、新たな施設をつくっていくということでありますので、その施設の規模を設計するに当たって、自治体からどのぐらいのごみを毎日受けるのかということでの新たな施設のキャパが決まるのかなというふうに思っております、それに合わせて、実はもう北十勝と申し上げてもいいでしょうかね、もう既に加入を決めたというところがあります。

私どもの複合事務組合の、先日定例会の中でも組合の議員の方から同様のご意見が出されました。私ども組合としても、この平成29年、平成30年度ぐらいまでには方向を定めて

いかなければならないかなというふうに思っておりますので、新年度、平成29年度において、組合の議員、または担当の職員等も含めて、視察等もしながら、どういう形でいくかというのは、まず組合でご議論をしていただくということで進めようかなというふうに思っております。

しかるべき段階になったら、それぞれの自治体においてもご意見を伺うような場面が想定されますが、まずは組合で現状も含めてしっかりと協議をしていくということが、平成29年度はそういう段階かなと思っております。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

今の3町村といえますか、南十勝の事務組合も多分いろいろ環境問題で修理といえますか、レベルアップをしていかなければならないことも想定されますけれども、やっぱりもう少し時間はあるとはいえ、大樹町も負担といえますか、参加するとなったらやっぱりごみの量によっていろいろ負担金なんかも増減が来ていますので、今のうちから、組合に新規加入する加入しない別に、ごみの減量化なんかについても、ぜひ3町村の中でもそうかもしれませんけれども、大樹町としてもごみの減量化というか、そういうようなものにも積極的にかわっていくべきでないかなというふうに思います。

通常、ごみのうちの家庭用の、僕たちは古い人間ですので厨芥物といって、今は何と呼んでいるのかわかりませんが、俗に言う、家庭から出る食物残渣なんかは、ごみの出ていく量の30%とか、多い町ではもう少し多いような統計を見たことがありますので、そういうことを含めて、いろいろごみコンポストというのですか、電動でごみを減らすような家庭用のいろいろ補助をしている、帯広市なんかはそういうふうな補助をしていると思うのですが、そういうことも一応アイドリングとしていろいろ町で取り組むべきでないかなと思うのですが、この点についてのお考えを。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま関連で、ごみの減量化のご質問をいただいております。

大樹町のごみをどこで処理するかというところも当然課題だというふうに思いますが、それとは全く別な次元で、ごみの減量化というのは常に進めていかなければならない案件だなというふうに思っております。

生ごみを家庭のディスポーザーで細かく粉砕して下水処理を行うというようなことも、帯広や音更で検討されているというのも、私も新聞等で拝見をいたしました。どういう形がいいかというのは、いろいろな方法があるというふうに思いますが、ごみの減量化の部分で生ごみの処理についても非常に重要だし、大変な案件ではあると思いますが、どういう形がいいかは今後も検討が必要かなというふうに思っております。堆肥化という方法もあります

し、バイオマスのピットに入れて熱源を上げるというような方法、いろいろ方法があるというふうに思いますので、今後、検討を進めた中で、ごみの減量化については生ごみに限らず、鋭意進めていくということが皆無だと思っております。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

今の話は、僕は別次元での話ではなくて、南十勝の3町村というか、南十勝のほうの負担金にしろ、万が一に将来十勝の組合に入るにしても、少しでも負担金が少なくなるようにとか、そういうふうなことも急にはならないと思って考えておりますので、今から始終アイドリングをすべきではないかというような、そういうふうな関連した考え方でございますので、決して別なことだというふうには思っておりませんので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

次に、ページでいけば88ページに、町有林の整備事業ということで、今回は災害ということで、このような事業量になったと思うのですが、町長にお聞きしたいのは、そのときの事項別のときにもちょっとお話を申し上げましたけれども、既存の林業という産業の町有林の仕事が出ていけば、そういうふうな関連される方のお仕事についても確保されることですので、今回は災害ということですから2年なり3年なりで、こういうふうな大きな金額はこれから出ないことも想定されますが、私、今の町有林の整備も、ぜひこれから積極的にやっていただきたいというふうに思っております。

そのためには、補助金の活用はもとより、いろいろ起債財源とかいろいろなことがありますので、総合的にお考えになることだとは思いますが、充当できるような起債なんかもあるようですので、そういうふうなものもぜひ活用していただいて、今の既存の産業としての林業を支援していくというか、受け皿としては民間の事業の方だとか、それから森林組合だとか、今は町有林は直営の方がいませんので、そういうふうな方が担い手にはなっていくとは思いますが、森林組合なんかの様子を見ていますと、どうしても協力事業者というか、平たく言えば、下請が非常に弱いような状態ですので、こういうふうな事業量が確保されていけば、そういうふうなことにエントリーされる事業者の方も出てくるかもしれませんので、そういうふうな町有林の今後の積極的な事業量の確保についてどのようなお考えがあるか、よろしく願いいたします。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、町有林の整備の関係、または町の林業の振興の関係のご質疑をいただいております。

今年度、予算のほうで計上させていただいておりますが、町有林の整備に関する事業では、例年よりも事業量が多いということでもあります。これはひとえに昨年の強風、または台風災害における町有林の被害を復旧させるための整備工事の関係であります。

町有林については、私が申すまでもなく、町の経済林として活用すべき大事な財産でありますので、その有効活用、そして立派な経済の効果を上げるためにも必要な整備については今後も鋭意進めていきたいというふうに思っております。

今回の台風災害等でも森林組合を初め、関連する皆様に多くのご努力、ご労力をいただいているところでありますが、何分、全ての産業においてそうなのですが、担い手不足というのは否めないというふうに思っております。受け皿となります企業体、またはそこで働いていただける従事者の方が不足しているということで、昨年の台風災害においても復旧が思うようにはかどらなかったというのは、担い手が不足している、実際に現場で作業していただく方が不足しているというのも大きな要因だったかなというふうに思っております。

それを改善するために、機械化という部分もあろうかなというふうに思っておりますし、ぜひ森林組合のほうでもそういうご検討をして、少人数でもできるようなそういう作業体系も構築していただければなと思っております。

いずれにいたしましても、町有林整備を行う段階で必要なものについては整備を行ってまいりますし、財源の確保等についても、有利なものがあれば活用しながら、今後も町有林の整備については町としてしっかり努めていきたいと思っております。

○委員長

質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

質疑の中で申し上げましたが、教育費の教育振興費の報酬であります。

42万円の内訳は聞いたのですが、実際に、この報酬は非常に高いという認識を私はしているところであります。歯科医師が歯科検診に学校に行った場合に、年1回で14万円。最初に聞きたいのは、小学校と中学校の生徒数も倍ぐらいなのですけれども、それが、金額が同じだという根拠がどこにあるのか、教えてください。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

学校医、薬剤師の嘱託報酬ということで、小学校、中学校の児童生徒数は大きな差があるということで、同じ報酬はどうなのかということでもありますけれども、例年こういう形で実施しておりますが、現在のところ、正直言いまして人数割で計算しないということは考えられるわけですけれども、出勤の日数とかはそんなに変わらないということがあるかと思われる

ます。

ただ、この件については例年このように予算化しておりますけれども、もし現実的でないということであれば、今後、検討する余地があるかなとは思いますが、相手があることですから、協議しながら進めるという形になりますので、平成29年度についてはこの形でやっていきたいと考えております。

○委員長

質疑ありませんか。

齊籐委員。

○齊籐徹委員

民生費行きます。

62ページ、発達支援センター費の運営費の関係ですけれども、年々運営事業費が減っていているのですけれども、昨年、職員が4名やめて、今現在の通所人数は、3月時点で約150名を超えていると思うのですよね。こういった中で、予算の中では、職員、臨時職、パート職入れて6名体制で行くのだろうと思うのですけれども、果たしてそれでうまく運営がされていくのか、平成29年度は確保しないのか。その辺、まず聞きたいのですけれども。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

委員おっしゃるような人数で、今現在も153名の未就学児、あるいは括弧に書いてある子供たちの対応をさせていただいているということです。昨年、臨時も含めて職員についてはいろいろ当たっているところですが、なかなか来ていただける方がいないということで、正直苦慮しているということがございます。新年度に向けても、臨時で働いてくれる方がいないかどうかということ個別にはいろいろ当たっているところであります。

正直、全体の業務、行事等もちょっとお休みにしたりとかという形で、保護者の方にご了解をいただきながら運営しているというのが現状になっております。できますれば、やはり臨時の賃金等も見させていただいている部分もありますので、働いてくれる方を探して、少しでも、そして受け入れられる児童の数も増やせるような形でちょっと体制をつくっていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

療育の関係では厳しい状況にあるのですよね。父母会の行事も減らして協力いただいているのですけれども、特にお母さん方というのは、あその場所というのは、特に本当の心よりどころの場所なのですよね。そういったことで、極力行事を減らさないで、少しでもお母さんが来やすい環境づくりをしていかなければならないのですけれども、どうも見ている

段階では、窓口も誰もいない状態で、なかなかお母さん方も相談に乗れない状況なのですよ。それはやっぱり早急にしていかないと、今まで歴史のある支援センターというのは、私から見ると、本当に全道的に見てもしっかりした療育環境だと思うのですけれども、そういうことでしっかりしていかなければならないのだと思うのです。

もう一つ気になるのは、南十勝地域療育推進協議会というのがありますよね。それというのは、平成28年度どのような活動をされているのか。見た感じでは余り活動が、休部をしているような雰囲気に見えるのですけれども、その辺の活動内容についてお聞きしたいのですけれども。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

協議会の活動ですけれども、総会につきましては、1回開催させていただいております。研修部会等につきましては、再任用いただいている先生もおりますので、そういった形で開かせていただいておりますが、再任用の方も今年度で終わりということになりますので、来年度については、ちょっとまだ目処が正直立っていないということでございます。

そのほかのもう一つ、療育の部会のほうがあるのですけれども、そちらのほうは、去年は開催しなかったというようなことになっております。

以上でございます。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

個々の療育も大切なのですけれども、せっかくこの10年で南十勝の療育、学校の先生、保健師、中で看護師もいるのですけれども、それに保育士もいますし、そういった中で南十勝の療育というのはしっかりしてきたのですよね。でも、ここで特に療育関係、療育の部門が停滞していると、また地域から離れていく傾向があると連携が薄れていってなかなか南十勝の運営が低迷してしまうのではないかと、そういう心配をしているのですね。この南十勝の療育研究会がしっかりしているから、うちの5町村の運営がしっかりしていると思うのですね。そこをしっかりとやっていかないと、まずは、今の状況では、なかなかそこまで行かない状況なのですよ。やっぱりきちんとした人を採用したり、再任用された方も3月いっぱいでもやめるのですけれども、それ以降もどうするのか。職員の対応とかをしっかりとしていかないと、ますます低迷していくという、そういう心配をしているのですけれども、その辺、今後きちんと取り組んでいけるのかどうか。最後に、町長、お願いします。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、齊籐委員から、発達支援センター「むうく」の運営についてのご質疑をいただいております。

ります。

指導者の確保がままならないということで、利用されている父母の方、そして何よりも子供たちにご不便をおかけしているかなというふうに思っておりますが、委員ご発言の中にもありましたが、この南十勝の発達支援を支える、そして療育を支えるという部分では、「むうく」の役割は非常に大きいというふうに思っておりますし、今後も大樹町にある施設でありますので、南十勝全体で共同運営しながらしっかりやっていきたいというふうに思っております。

ただ、指導者の確保については、実は昨年も北海道の福祉部のほうにもご相談を申し上げて、課長も非常に相談に乗っていただきましたし、心も痛めて対応をとっていただいたということでもあります。ただ、残念ながら指導者の確保までは至らなかったということで、今も指導者の方を探している状況にあります。

やはり施設を運営する、またはいろいろな事業を行うためにも、やっぱりスタッフがしっかりしていないとなかなか事務事業がままならないということもありますので、今後もスタッフの確保については鋭意取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、委員も何かいい情報がありましたら教えていただければと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

実に官庁的な発想だなという考え方をしております。先生方がいない、そういう人が退職してしまう、再任用で使ったと。目の前にまだいるではないですか。再任用の方が、人という立場で考えれば、使い方の問題でしょう。臨時で使うのか、パートで使うのか。いろいろな考え方が企業ならするのですが、本当に官僚の考え方、定年になりました、再任用終わりました、はい、それではさようならと。それできちっとした資格を持った方が見つかりませんと。目の前にいるのに、なんでそんなことを今しゃべっているのですか。使い方の問題でしょう。企業だったら、そういう目の前にいる方を大事にして、子供のためにやるのでしょうか。考え方は何なのですか。誰のためにやるのですか。誰のために、あの施設をつくったのですか。そういう考え方を担当課長はお考えになっているのか、そこだけお聞かせください、まず。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

発達支援センターの指導者の関係のご質疑をいただいております。

今現在、再任用でお勤めいただいている指導者の方がいらっしゃいますが、実は定年から3年間延長していただきました。その方については、個人的なご事情も当然ありますが、定年を迎えた段階で大樹町を離れるというご決断をされておりました。ただ、「むうく」にお

けるその役割というのは非常に大きかったということもありまして、町といたしましても慰留をさせていただいて、3年間だけ大樹町のほうで指導を継続していただくということでの3年間でありました。その中で、後継の指導者を育てていく育成という部分も担っていただきましたので、そういう部分についてはしっかりやっていただいたということで感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

ただ、ご本人のご都合もございますので、この3年をもって大樹のほうを離れるということでもありますので、今後、現有のスタッフで行ってはまいります、新たな指導者の確保についても鋭意取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

聞いている話とちょっと違うので、再度聞かせていただきたいのですが、もう一回お願いをするなり、心が変わっているかもわからないから、そうでしょう。もう一度きちっと当人と、今まだ資格を持った方が見つからないから、その間だけでもという話があるのではないかなと、僕は思います。しっかり聞いてよ、課長。（「はい」の声あり）本人と、資格のある方が見つかるまでお手伝いいただけませんかとか、そういうやり方はあるのだと思いますよ、現実的に。どこか決まったわけでもないのでしょう。課長とウマが合わないからということもないのでしょう。子供のことを考えてやってきた資格のある方なのでしょう。十分そこら辺は、答弁は要りませんから、もう一度、町長も大変だろうと思うけれども、資格のない方が見つからないで、ずっと行けないわけですから、十分ご協議を本人として、子供のためだというお考えをいただきたいと思います。よろしいですか。答弁はいいですから、しっかりお願いをいたします。時間ですからやめます。

○委員長

質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

商工費の中に、中小企業の融資の利子補給をしていただいています。これの趣旨をまずお

聞かせをいただきたいなど。何でこれ、利子補給をしているか。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

趣旨でございますけれども、中小企業にとりまして金融、融資は血液と同じでございます。商業活動をする上で、運営費、あるいは設備投資ということでの融資は必須のものでございます。これが円滑に行きませんと、商工業が滞るということで不渡りになれば倒産ということになってしまいますので、そういった面で、血液の循環を促すということが町の発展につながるということでの利子補給をして循環を促す、あるいは信金に1億円を積んで低利で貸せる仕組みをつくっているというものでございます。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

本当にありがたい融資の制度をやっていただきました。

そこで、商工業者等々から若干のお話を承りましたのでしゃべらせていただきますと、本当にありがたい制度だと、これは感謝を皆さん申し上げております。ところが、借りるときに、やっぱり金利の問題が発生するのですね。当銀行という言い方をすればいいのか、某銀行と言えばいいのかわかりませんが、指定をされている銀行以外から借りた場合に融資制度には該当にならないというご意見がありまして、どうしても金利の面で他行より当銀行という言い方をさせていただきますけれども、実名は言いませんが、のほうが高いのだと。借りるのは我々なので、やはり安いところから借りたいと。そうすると、安く借りれば町のほうも利子補給をする上で補填額が減るわけでございますよね、現実的に。そういうことを言っているわけですが、これは他行の銀行でもいいよという拡大ができないのかどうかというご検討をしたこと、これ何回か、僕も聞いているのですが、そういう商工業者からのご意見がございますので、今年は無理にしても、ご検討いただけるかどうかだけ、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

町内銀行におきまして、この利子補給の対象になっているのは、国金と金庫でございます。金庫にありましては、保証料も含めての補助をしているというところでございますし、1億円の積み立てをして、その4倍まで貸し付けるということでの低金利の部分と保証の不要さというような便利さも兼ね備えているものでございます。

平成28年度の貸し付けにおきまして、低いもので1.10とか、高くても1.85というのが実績でございます。この金利が他行から見ると高いということがあるのかどうか、あるいはこの特別融資ではない一般の融資の中での比較なのか、お話の趣旨がそこはちょっとわか

りませんが、他行より高いということは余りないのではないかと思うのですけれども、一般の融資であれば、銀行によって随分差があるとは思いますが。それらの、例えば町内の銀行以外等の取引をされている業者というのがおられるのは承知をしているところでございますけれども、そちらの部分も利子補給の対象にならないかという部分につきましては、今後は商工会等とも協議をさせていただきながら、少し勉強させていただきたいと思っております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

勉強ということだから、いいのだろうと。この方は運転資金、実名を言えといえば、言ってもいいという許可を得ていますから、他銀行というのは、広尾にある銀行からお借りをしたようです。当銀行より金利が安かったからという実例がございます。

それでもう一つは、設備投資というのは、金額によってはやっぱり金利がその会社の運営状況によっても違いますので、一概に、いいところばかりお貸ししているのかもしれないという解釈も成り立つわけですね。ですから、運転資金は別にしても、設備資金だとかこういうものについては、どこから借りてもいいのだよと。これを超えたものに対してはするよというふうにすると、固定資産税が入るわけですよ、大樹町では。どこから借りてきても固定資産税は入るのですが、そういう面で勉強するというを言っていたいただきましたので、多分来年度は、そういうものも撤廃をされるのだろうというふうに思っていますので、どうか内部、商工会、金融機関も含めてご協議をいただいて、商工業の振興のためにご尽力を町長いただきたいと思うのですが、町長の思いをひとつお聞かせいただければ。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま安田委員から中小企業に関する利子補給の制度の中身のご質疑をいただきました。

私もちょっと不勉強で申しわけないのですが、従前積んでいなかった枠を7,500万円から9,000万円、今は1億円まで積み立てをして、それでの3倍枠4倍枠ということで融資をさせていただいているのでありますが、そういう制度に基づいて低金利で融資ができるシステムだというふうに思っておりましたので、そういう制度を使わなくてもさらに低金利であるというのは、正直、申しわけありません、不勉強でありましたので、今後そういうところも含めて、どういう形が商工業者の皆様にとっていいかどうかというところも含めて検討したいなというふうに思っております。

ただ、来年から、では全て撤廃してどこでもオーケーですというふうになるかどうかについては、これから検討するというので、ご了解をいただきたいと思っております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

すぐはできないというふうに思っておりますので、十分ご検討して、前向きな制度にさせていただきたいなど。こういう話が商工業者から聞かされないように、我々もお願いをしたいと。どうしても某銀行へ行くところだというような話が出ないような、相手方にも、それから現実的には低金利で借りたほうが商店としてはいいわけですから、これについて町としても円滑のためにとということでお考えをいただいたのであれば、当銀行でないところでもいいよと、設備だけだったらこうしましょうとか、運転資金はこうしてくれと。銀行はたくさんありますので、今。銀行も貸したいのですよ、現実的には。ですから、金利の安いほうに商工業者は動くわけですから、そういう検討を。本当に町の思いは十分わかっておりますので、前向きにご検討をいただくようお願いをして終わります。答弁はいいです。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

事項別でいえば、ページ38で、若手芸術家コーディネート事業ということで、それに附帯するようないろいろ予算もありますけれども、ちょっと気づいたというか、交付金事業でおやりになるのだからある程度割高になっているのかなという心配もあるのですが、この800万円についての積算、内訳というか、そういうふうな内訳なり、それから感覚としてとしか言いようがないのですけれども、コーディネートしてもらうのにこのお金というのは、相談料とか何とかいろいろ含めてのコーディネーターなのか、そこら辺もあれなのですが、ちょっとそのように感じるのですが、いかがでしょうか。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

若手芸術家の事業でございますけれども、コーディネーター料といいますか、委託料が800万円ということで、内訳でございますけれども、現段階で予算に向けての見積もりをいただいて、多少交渉しております。いろいろな提案もいただいて、最初は2,000万円以上の提案をいただいていたところもありますが、うちの町でそんなにできないということでどんどん落としまして、ここまで来たというところでございますが、その予算の中でやれる事業ということで、事業の内容につきましては、過日、議員協議会でもお話をさせていただきました。加速化事業でやっておりました事業に加えて、体験スクール、あるいはインターンシップ的なことをやりたいということで、それを加えて、こちらに移住してもらうきっかけをつくると、芸術家の方をこちらに呼び込むということで、地方創生の推進事業に手を挙げるといって進めさせていただいております。

議員協議会でも話をさせていただいたように、これはまだ交付決定になっているものでは

ございませんで、今現在、内閣府に計画を提出をして、お認めをいただけるかどうかというのは5月に決定をするというものでございますので、決定しない場合ということも考えておかなければならないのですが、決定しない場合は、予算を認めていただいたからこのままやるということではなく、規模を縮小して考えたいということも過日説明をさせていただいたところでございます。

この800万円につきまして、高いか安いかわれれば、これはちょっと何とも言えないところがありまして、安いとは私も思っておりませんが、これはまだ契約をしているわけではありませんので、今後また精査をしていながら、削れるところは削りたいと思っておりますが、現段階では、もともとの酪農ヘルパーの体験に来ていただく方、あるいはこういった事業をやっているということのPRを、芸術関係の学校にこの委託業者が回ってくると。委託業者も若手芸術家の育成をずっとやっている業者ですので、そういったノウハウを持っていると、あるいは顔つなぎができるという業者ですので、余りほかとの比較ができないようなところ、特殊性があるというところではございます。

全国津々浦々、沖縄までとは言いませんけれども、中部、関西、それから東北、関東の学校30校余りにPRをしているのだと。もう既に一回、去年の事業で回ったけれども、またことしもそういったことでPRをしながらやっていくということでの経費という部分、人件費含めた経費、あるいは会社での利益分というのは当然ありますのでその分、あるいはスクールを開催するに当たって、あるいはモニターツアーをやるに当たっての経費、一部負担をいただきながらやりますが、その経費もこの委託料に盛り込んでいるところでございます。そういった経費もろもろ、こちらでやる会議にも出席していただきますけれども、最後には展示会をやるという経費も含めて積算をされているところでありまして、交渉しながらディスカウントしつつやっているところでございますけれども、お認めをいただいた後、事業がもし通れば、また再度精査をしながら、この予算の範囲内でやっていくということで考えてございます。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

これは総括ですので、細かな数字の積み上げというよりは、僕が思っているのは、例えば企画でいえば、昔、総合計画といってコンサルに全部お願いをしていたのが、今の職員の方々はご自分たちで苦勞されて総合計画をおつくりになっていますよね。確かに、いろいろそのような会社なり企画会社だと、いろいろな全国津々浦々の大学なりいろいろな先進事例も含めているいろいろあると思うのですが、一例を言えば、何か批判しているわけではないのだけれども、昔は、土木の技術屋が、僕たちがあんちゃんのころは、測定の器械を持って、おい、行くぞと言って、山に行って、自分で測定をされたりとか、水道なんかでも、簡便なものはご自分方で測定なんかされていたようにお見受けしているのですよね。ステップなんかも、僕はそんなに社会教育の先生方、地元の教育委員会の社会教育の先生

方にしても、きちんとふるさと少年教室でも、ずっと昔、同じようなことでないかなというところがコンサルティングというか、そういうふうにしないとやってもらえないような、そういうふうな意味での、何か体力がちょっと弱くなったというか、きゃしゃになったというか、お金の回りがよくなったからそうなったのか、そこら辺の理由はわかりませんが、もう少しいろいろご自分たちでできるようなことがあるのでないかなというふうに思っているのですけれども、それは職員に対して、おまえできなかったこと、過酷なことを強いるのかというふうに思われるのかどうなのか、そこら辺、町長なり教育長なり、そういうふうな方の事業のあり方というか、そういうふうなコンサルティングの受け方をどのようにお考えなのか、これはもうやむを得ないことだよというふうにお思いになるのか、そこら辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、若手芸術家の事業のあり方から、私どもの業務の全般に対するご意見もいただいたのかなというふうに思っております。

過去できたことが、今はできないということは決してないというふうに思っておりますし、自らできるものについては、今現在も、職員自ら行っているイベントの企画、運営も含めて、行えるものについては担っているというつもりでありますし、その考え方は過去も今も未来も変わらないというふうに思います。

ただ、若手芸術家の関係のコンサル料というか委託料については、相手方から、こういう事業を大樹で取り組みませんかというご提案をいただいておりますし、また、それに対するその事業を進めるに当たってのノウハウのチャンネルもお持ちだということもありまして、事業を行うに当たって、相手方のほうにコンサルというような形で業務のお願いをするというような形での予算づけになっているということをご理解をいただきたいと思っております。

ご意見の中でありました職員の事務のあり方については、私どももしっかり務めているつもりでもありますし、職員もしっかりやっているというふうに思っております。今後もしっかりやっていくということ、ここで私の口からも申し上げたいと思っております。

○委員長

志民委員。

○志民和義委員

町内の光ファイバーの設置について、進んでいるのですが、在のほうの見通しについてお伺いをいたします。

○委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

市街地以外の光ファイバーにつきましては、過日の議員協議会でもお話をさせていただ

たように、取り組みを開始しているところでございます。

一番いいのは光ファイバーということでございますけれども、大変費用がかかるというのは十分承知をした上で、それでもニーズを把握し、それから実施の検討をするというところまで進めているところでございまして、また、総務省の総合通信局、札幌でございまして、そちらにも相談に行きまして、新年度の予算補助をお願いしたいのだという話もしております。ただ、総務省の新年度予算を見ますと、全国でこの補助金が6億7,000万円という額でございまして、私もちょっと愕然としたのですけれども、昨年の平成28年度当初から補助率が3分の1から2分の1になった、あるいはハードルが少し低くなって使いやすくなったというのは聞いておりまして、私どももちょっと、それなら考えるかということで取り組んだのですが、予算が余りにも平成29年度予算が6.7億円ということで、道内でもたくさん手を挙げていただいているし、全国でも大分手を挙げていて、もう2年も3年も5年も待っているところもあるのだと。ですから、大樹のことは伝えてあるけれども厳しいよと言われておりまして、まだ予算が通っておりませんので、それからの話になりますけれども、当町が採択される可能性というのは、今年度平成29年度は非常に低いという状況でございまして。

そこで、事業費につきましても、芽武地区だけで大体3億円というお話をさせていただきましたけれども、それも大変高額なものであるとは認識しておりますが、無線で行っている町が何町か十勝管内にもありまして、そちらのほうも検討してみてもということで、検討を今無線のほうも進めています。無線でいきますと、さすがに光ファイバーほどの容量はないのですが、十分一般的に使うのに支障のない最低でも5メガ、通常で30メガ程度の通信が可能であるということで、拡張性が非常にいいと。無線でいきますと、町の真ん中に基地局がありまして、それから、子局を全町に30局ぐらい置きまして、そこからまた電波を飛ばすと。そうなりますと、家が建った、うちも引きたいといったときに、受信器だけつけばとれるのですね。ところが、光ファイバーの場合は、こちらに行っていて、横に家が建ったとなると、こちらに行く線を一々やらなければならないのですね。ずっと追いかけてこなるのですけれども、無線の場合は、たまたま電波の行っていない地域に家が建てば、そこは中継局を立てなければならないですけれども、全町を網羅しておけば、その後の追加費用が余り発生しないということで、そちらもいいなど。

また、防災の関係でも使える部分もあるということで、今現在、無線のほうも含めて、協議を進めているところであります。

また、昨年の暮れに歴舟局7局の地域の対象にアンケートを行っておりまして、ちょっと今、数値を持ってきておりませんが、20%ほどの要望があったという点では、ニーズはあるなというふうに踏まえておりますので、無線も含めてことし、もっと協議を進めて、うちの町の身の丈に合ったやり方、あるいは後々使い勝手のいい方法を考えて取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

教育振興費、108ページですけれども、スクールバスの運行状況ですけれども、通常の生徒の運行はいいのですけれども、そのほかの少年団と部活の利用回数というのはどれぐらい計画されているのか、まず聞くのと、もう一つは、教育振興費に入るのですけれども、特色ある学校づくり推進事業に当てはまると思うのですけれども、平成27年の秋ごろに立ち上げました大樹町小中高連携教育評価会議というのを持たれているのですけれども、その事業の内容と詳細について、ちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

まず初めに、スクールバスの少年団、また部活等への運行の状況ということでございますが、少年団につきましては、窓口は社会教育課でございますけれども、スクールバスを要望によって運行しております。

現在、年2回までの出動を上限として運行を認めてございます。平成24年度までは年1回ということでやっておりましたが、要望がありまして、平成25年度から年2回までという上限で運行を認めております。また、部活動に対する運行でございますが、中学校では中体連とか吹奏楽コンクールとか、学校行事の中で行われている大会につきましては、全て運行を認めております。それ以外の自主的な大会とかあるわけですけれども、それについては、1年間に4回までを上限として運行を認めております。これも同じく平成24年度に要望があって検討し、平成25年度から年2回のところを4回に変更した経緯がございます。

ということで、実際、利用実態は全部の団体が使用しているわけではありませんけれども、平成27年度の実績でいきますと、少年団等は4団体程度が活用してございます。部活動については、全部活、今、七つの部活がありますが、ほとんどの部活が必要に応じて利用していただいているということで、上限まで全部使っているとは限りませんけれども、そういう状況でございます。

続きまして、小中高連携教育の関係でございます。

先ほど、3月2日でございますけれども、平成28年度の小中高連携推進委員会の活動内容、また実績等について評価会議を開催したところです。小中高連携教育推進委員会の活動内容ですけれども、大樹町の子供の教育につきまして、小中高12年間を見据えまして計画的に推進し、町の教育水準の向上を図るため、教育内容、教育計画、実践、評価などについて研究と実践を行う目的で、平成27年6月に設置いたしまして推進しているところであります。

具体的な内容といたしましては、3部会で活動しておりまして、第1部会は大樹学に関する研究推進ということで、大樹町ならではの教育、教材等の研究推進を行っております。

第2部会については、児童生徒の指導に関する連携、また、課外活動やボランティア活動についての研究を行っております。第3部会については、学習指導に関する連携ということで、学習教育課程のこと、また進路教育のこと、また特別支援教育などについて研究を推進しております。年度末に自己評価を行い、町民、教育関係者による評価会議を行って意見を伺い、改善に資するということで行っているところです。評価会議につきましては、学校評議員等も入れましていろいろな意見をいただいて、今後の改善を行っていくという内容でございます。

以上です。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

まず、スクールバスの関係ですけれども、一次、見直しをして増えたのですけれども、特に長期の休み期間中の扱いなのですけれども、今までは、保護者が行けない子供をよく同乗させて練習試合とかに行ったのですけれども、昨今の事情を見るとなかなか、現地集合、現地解散ということが、最近そういう形が出ているのですよね。そうすると、中には母子家庭があり父子家庭があり、仕事があつてなかなか行けないと。そういったことで、夏期間の回数の見直し、これは何回増やせとは言いませんけれども、少年団の保護者と今年一年よく協議しながらどのぐらいの回数が妥当なのか、部活もそうです。部活も先生によっては、十勝管内に行く先生もいますので、いるところの先生方のつながりの中で練習試合をしたいということで、距離的に無理だったりして、なかなか保護者も送迎ができないと。行ける親はいいのですけれども、行けない子供たちは、なくなっていく学校で自主的に練習しているという光景もありますので、そういうことを踏まえながら、今すぐどうこうではなく、今年一年かけて、その辺も十分、特に長期休み期間中の回数の見直しというか、どれぐらい回数が必要なのか検討していただきたいのと、その辺についてお聞きしたいのと。

もう一つ、小中高連携教育の推進委員会、秋口に評価会議という形で行われるのですけれども、この中に大樹学と先生方は一生懸命やっているのですけれども、保護者の中には大樹学と大樹つ子とごっちゃんに一緒になった活動に考えている保護者もいるので、全然、形や内容は別なのですけれども、もう少し町民の方、保護者に、こういう内容だということ何かできちんと評価してあげるのと啓発をしていかないと、先生方がせっかく3部会でいろいろ取り組んでいるので、なかなかそれが報われていないのかなと思っております。また、必要あればきちんと予算化もしてあげる必要があると思うのですけれども、最後に、その2点ほどお願いいたします。

○委員長

浅井教育長。

○浅井教育長

初めに、少年団活動、あるいは部活動に対するスクールバスの利用に関するご質問についてでございますけれども、平成29年度につきましては、まず現行どおりの運行をさせていただきたいと考えています。運行回数の増加につきましては、委託料にも変動が伴う、あるいは福祉号などを含めたバスの運行体制全体にもかかわり影響しますので、平成30年度以降に向けて、今後、少年団、あるいは部活動の関係者とも十分、実態をまず聞き取った中でよく相談しながら、また委託業者とも相談した中で対応できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

二つ目の小中高連携の取り組み状況についての町民への周知等についてでございますけれども、小中高連携推進委員会の活動、各学校種の接続というのが大変重要であるという考えのもとで、町内の各学校が主体となって体制を整えて、教員の主体的な取り組みの中で進められています。そうした取り組みに対して、教育委員会としても、そうした活動、側面からバックアップするという立場で支援しているところであります。

そうした中、大樹学の推進では、既に地域の住民、あるいは企業の方々などからもご協力をいただいて事業を進めてきているところでありますけれども、今後、さらにこうした協力が受けられるように、先生方の取り組み状況、あるいは事業等活動内容、町の広報紙、あるいは教育委員会のホームページなどでも活用して広く情報発信して、協力が受けられるような支援も要請していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

齊籐委員。

○齊籐徹委員

次に、体育施設費ですけれども、132ページ、高齢者健康増進センター人工芝の張り替え工事1,008万8,000円の件ですけれども、室内ゲートボール場ですけれども、当初、建設に至った目的というのは何だったのか、聞きたいのですけれども。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

高齢者の健康増進センターにつきましては、平成3年に施工されたということでございまして、目的という部分につきましては、やはり名前のとおり高齢者の健康増進を図っていくというような趣旨でこのような施設が建てられたと思っております。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

それで、資料説明の中で、特に冬期間の健康増進で建設に当たったかと思うのですけれども、そうしますと、建設の関係、工事の内容ですけれども、土間工事をやって人工芝、

アスコンというのですか、アスコンをやって人工芝の差で、健康増進からいくと、別に土間プラス人工芝でもいいのではないかと。あえてアスコンで差額の285万円の高いほうの選択に踏み切った経過についてお聞きしたいのですけれども。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

ご質問のありました高いほうでのアスファルトコンクリートという工法を選択した理由でございますけれども、十勝管内12の市町村で人工芝によるゲートボール場が設置されているという状況がございます。そこで、いろいろ改修工事を行った市町村などに状況等を確認したところ、現状でありますスポーツサンド、グリーンコートを転圧し、不陸整地をして、その上に人工芝を張る工法をやられた市町村もございまして、そこでは、施工後2年から3年後には、また凹凸が出て競技に支障を来したというような事例もございました。また、ゲートボール協会の方からもそのような状況があるよというようなお話も聞いておりまして、せっかく施工した後に、また2年3年後に修復というような工事を行うということは二重の経費がかかってしまうということもございまして、今回、土台の部分をアスファルトコンクリートにするということで、そういう工法を選択いたしております。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

ということは、基本的には285万円増の差額の高いほうを選択するということは、今後1年間の維持管理費が土間芝生よりはかからないという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

人工芝に整備をするということで、人工芝がどれぐらい持つのかということも実際調べてみましたけれども、やはり使用頻度によって人工芝の部分がわからないということもございまして、うちの中央運動公園のテニスコート、あそこは平成7年に施工して、21年間たつのですが、21年間芝を張りかえたというような状況ありませんし、人工芝を張った市町村で確認をしたところ、中札では27年間そのまま使い続けているというようなこともございまして、そのようなことから、施設の長寿命化も考えまして、今回このような方法ということで考えております。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

今の説明でわかりました。

それでもう一つ、今の段階ですと、ゲートボールの高齢者ですけれども、使用頻度が大体毎日使っているのですね。毎日ゲートボール協会だと思えるのですけれども、大体地区割でやっていって、そうしますと一般の方がほとんど入るスペースがないのですよね。それで、ほかの町村は多目的に利用ということで、結構人工芝でやることによって、屋根は低いのですけれども、冬場の少年団とか部活の陸上トレーニング、そういった軽いトレーニングができると思うのですよね。そういうことも今後考えているのか。

それと、一般の初心者、町民の方もですけれども、今のペースですと、なかなか入る余地もないのですね。いつも毎日のように大会をやっていて、1レーンしかないので、一般の人が遊び心で行って、スティックを持ってやるという時間帯がないので、そういう時間帯というのは今後つくれるのか。例えば1週間の間のどこかで、1時間、2時間程度、初心者向け、一般向けという、そういうカリキュラムが組めるのかどうか、そのあたりについて、最後お聞きします。

○委員長

浅井教育長。

○浅井教育長

施設の多目的な利用が可能かどうかということに関してですけれども、施設の構造で照明が低い、あるいは三角で三方がガラス面になっているなどから、球技だとか、そういうものを行う際には、照明器具だとか応急対策とか、そういったものが必要になってきますけれども、人工芝にすることによって、例えばゲートボールのゴールが取り外しできるようなということから、ほかの、例えば少年団活動、部活動での陸上トレーニングとかウオーキングだとか、あるいは高齢者、障がい者が気軽に楽しめる、そういった体を動かして楽しむこと、そういったスポーツ活用もできるものと考えています。

また、時間帯を調整することによって、どちらかという、早い時間で高齢者の方はゲートボールをやっていますので、午後の時間帯の調整によって、ほかの方の利用だとか種目の利用ができると思います。そういった意味で、今後、関係団体とも十分協議をして取り組んでいきたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

具体的には、「ふまねっと」のことをとおしてのボランティア活動の導入の考え方をお聞きしたいと思っております。大変「ふまねっと」、指導者の方も参加される方も増加の傾向にあるというようなことで、「ふまねっと」のいいスタートといいますか、いい運営をされているのではないかなというふうに思っております。

介護保険のそういうふうな地域支援事業ということでの委託事業でおやりになっていると思うのですが、私、そのほかにも、例えば高齢者の痴呆対策防止というか、そういうふ

うなことでいろいろおやりになっているところもあれば、例えば図書館ボランティアの方ですとか、そのほかいろいろ学校の中にボランティアで入っていかれて読み聞かせをされているような、いろいろ各団体もあると思うのです。

これからの考え方で1点お聞きしたいのは、このボランティア事業に何かスタンプで一つ何ぼというような、そういうふうなことで受講者の方にも、それからボランティアの方にも、そのような励ましになるようなものをしているようですけれども、例えば地域通貨ですとか、エコマネーのようなもう少し普遍性のあるものでしたらいろいろなものにできると思うのですが、これから、そのほかのボランティア活動を頑張っておいでの方とか、それから頑張って参加している方への励ましのそういうふうな方法というのは、町のほうではお考えになっているのか。これは特別な地域支援事業の「ふまねっと」だけだよというふうに、このような手法でのボランティア活動の展開というふうに思っているのか、そこら辺のお考えをお知らせいただきたいと思います。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

委員ご指摘の高齢者向けの介護予防ということで、今はいきいき健康クラブという形で、毎週水曜日福祉センターで「ふまねっと」をメインにした運動に取り組んでおります。おっしゃるように、来ていただいた方及び手伝ってくれた方にはスタンプということで、後で商品券等にかえられるという形での対応をしております。

今回この制度を始めるに当たって、ほかの町村も調べましたところ、例えば本を借りたらスタンプを押すとか献血をしてくれたら押すとか、そういう形で取り組んでいるところもございます。現在、高齢者対策ということで保健福祉課のほうでやっておりますけれども、そういう形が、例えば図書館とか、そういう献血とか等も含めて取り組めるというふうになっていくのであればいいのかなというふうな考えも持っているところでございます。

また一方では、一般会計ではないのですけれども、介護保険会計のほうで取り組んでおります地域支援事業におきましては、4月から始まる日常生活支援総合事業という形の中で有償ボランティア制度というようなものを立ち上げまして、例えば30分であれば200円程度のチケットというのでしょうか、そういうもののやりとりをしてサービスを普及していくというようなことも考えております。ただ、まだ4月からなのですけれども、周知が十分ではないということもありまして、なかなかそういうサポーターになっていたく方の人数も少ないというような状況でございます。

そういったことも含めまして、スタンプとか、そういったチケット性も含めて、今実際に取り組んでいる部分もありますので、今後その拡大に向けて、また住民への周知に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

今おっしゃられたように、例えばもう少し古い時代でいえば、ボランティア時間貯金とか、いろいろ社会福祉協議会なんかでのそういうふうな、昔の情報ですけども、そういうふうにしていろいろな方法があるし、私は前に今の地域通貨だとかエコマネーなんていう方法は非常に汎用性のあるそういうふうな地域社会活動を促す一つの方法だなというふうにして思っ、一般質問でも大分前に質問をさせていただいた事項なのです。

今も緊急やむを得ない介護保険のこういうふうな大きな変化ですので、そういうふうなスタンプなり何なりの導入で、この分についてはそういうことだよということは理解できましたけれども、もう少しこれを機会に、どのセクションなのかわかりませんが、もっとお考えいただいて、住民活動が活発になるような方法を、コミュニティ運動もそのうちの一つでしょうけれども、そういうふうなありとあらゆる方法、資源を活用していただいて、こういうふうな、俗に言うボランティア活動、住民活動が活発になっていけば本当にいい町になっていくのではないかなというふうに思っておりますので、今、担当課長が頑張りたいというようなお話もいただきましたけれども、町長のほうから、そのお考えの一端をお知らせいただければと思います。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、高齢者の介護事業の関係、またはそれも含めて、地域通貨の活用等のご意見をいただいております。意見の中身については、私も全くそのとおりでと思いますし、同様だと思っております。

今回、今年度からいきいき健康クラブということで、高齢者の方に少しでも町なかに出てきていただいて活動していただくということで、スタンプ制度の導入を図りました。方法はいろいろあるというふうに思いますが、私どもは今回の事業をやるに当たって、スタンプという形での制度をつくって実施をしているということをご理解をいただきたいと思っておりますし、今年度から取り組んでいる内容でもありますので、それをさらに広めていく、理解を深めていくということが今の段階では必要かなというふうに思っております。

それぞれの場面でいろいろな地域づくり、コミュニティづくりの活動は行われておりますし、民間の方、住民の方の主導の部分も多々あるかと思っております。それを統合して一つの地域通貨でまとめていくというの、この先の方法としてはあるかなというふうに思っておりますので、また、それぞれの活動等も見据えた中でどういう形がまちづくりにとって、そして住民の皆様の安心・安全につながるような活動になるかというのは、皆様とともに相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。

今現在、進めておりますスタンプ制度については、まだまだ理解をいただく段階かなと

いうふうに思っておりますので、この部分について町としては積極的に推進をしていきたいと思っております。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

私としては、最後ですので簡潔に申し上げたいと思います。

農林水産業費の林業振興費、報酬に関係することです。今年度の有害鳥獣の駆除目標は、昨日も聞きましたが、その中でエゾシカ1,200頭ということがあります。以前から課題となっていたことに、捕獲をしたエゾシカの残渣の処理の問題です。これがなかなかうまくいかない。町の施設でどうやって受け入れるのか。それから、狩猟者がどうやって処理のできる場所に持っていくのか。それか、一般のときには埋めるということを含めてあったのですが、今その辺がスムーズにいつているかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

有害鳥獣駆除の捕獲の後の処理の関係でございます。

今現在は、有害鳥獣機関において鹿等捕獲をしたら捕獲をしたハンターがそれぞれ適正な処理をするという形になってございます。残念ながら、町の施設で現在エゾシカ等の残渣を受け入れする施設がございませんで、町外にはそういった施設があるという話は聞いてございます。ハンターからも近年そういった施設での受け入れができないかという形で要望も聞いてございますので、どういった施設がいいのか、施設の管理等々も含めまして猟友会と協議をしながら、今後、適正な処理に向けて努めていきたいというふうに考えております。

○委員長

菅委員。

○菅敏範委員

実は、狩猟したハンターが適正な処理をすることになっていて、これがずっとできてなくて、非常に課題だというふうに思います。実態は承知をしているのでしょうから、前向きな検討してほしいというのは、実際には、冬期間は埋めることも不可能に近い状態にありますし、どうしてもどこかに、適正ではなくて適当に処理されているということが多分現実的には妥当でないかと思うのですが、そういうことを考えた場合に、1,000頭以上の鹿、町内のハンター、それから地域では町外のハンターの場合もありますので、その処理に対して、やはり現実に目をつぶらないできちんとした処理をすると。将来的にはジビエ料理でもって狩猟の鹿肉を加工して活用するということも考えなくてはいけないということもあると思うので、その辺に対して目をつぶらないで、適正に処理されているの

ではないかということではなくて、適正に処理ができるようなことの道筋をつけるということでもってきちんとした検討を本当に進めていくということで、町長、どうですか。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、林業の関係で有害鳥獣の駆除の方法といいたいまいしょうか、駆除したものの残渣の処理の方法のご議論をいただいております。

例えば鹿もそうではありますが、適正に処理をすれば、それはジビエという形で非常に価値のあるものになるというようなこともあります。それは私も承知をしておりますが、いかんせん、その処理をするまでに駆除してからの時間の勝負というところもありますので、そういう形を構築できるかというところも非常に大きな課題かなというふうに思っておりますし、それを運んでくるハンターの方々の当然そういう労力をいただかなければならないということもありますので、そういう部分が構築できるかなというところも懸念はあります。

ただ、1,200頭を超える鹿を駆除しているという部分であれば、やはり議員のおっしゃるとおり、適正に処理されているということは、今現在そのとおりだというふうに思っておりますが、今後もそれが可能かどうかというのは大きな検討項目だというふうに思いますので、猟友会とも含めてどういう形の処理がいいかは検討していく必要はあるというふうには認識をしております。

自治体によっては、町で焼却なのかかわからないですけれども、そういう処分場をつくっているというところもありますので、どういう形がいいかは、今後、猟友会の皆様とも、また自治体の皆様ともいろいろご相談はしていきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

齊籐委員。

○齊籐徹委員

歳入の関係で、歳入を聞きたいのですけれども、繰入金、基金繰入金の特に財政調整基金の関係ですけれども、今回、財政調整基金1億7,900万円繰り入れるのですけれども、平成21年度以来だと思えるのですよね、繰り入れるのは恐らく。説明の中では、ほかの5項目は目的基金ということで、それは消えていくのですけれども、財政調整基金は一般会計の中で自然に広まっていくということで、今回、多分8年ぶりぐらいで財政調整基金に手をつけたのですけれども、昨年とどこがどう大きく変わってきたのか、予算編成について。前年度予算から見ると、歳入歳出それぞれ8,000万円ずつ減少はしているのですけれども、財政調整基金に手をつけたのですけれども、昨年とどう大きく変わったのか、その辺聞きたいのですけれども。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

財政調整基金からの繰入金について、どの部分の不足により、もしくは昨年とどう違って繰り入れせざるを得なくなったのかということでございます。

最大の要因は、地方交付税でございます。地方交付税は何度かご説明申し上げましたが、普通交付税を1億1,100万円の減で見込んでございます。これでもう1億7,000万円に対しまして5,900万円このほか不足しているということでございますが、そのほか地方交付税を中心に一般財源として用いてまいりました、例えば地方消費税交付金であるとか、地方消費税交付金につきましては、確かに社会保障財源化ということで用途を明確にしているところはございますけれども、これで2,700万円という減がございます。こういったものの積み重ねにより一般財源が不足した、もしくは特定財源にない支出、いわゆる経常的な義務的な経費であるとか、消費的な経費と言われるもの、そういったものの逆に出るほうの増加に対して充当する財源が不足したというのが実態でございます。

平成15、16年三位一体改革がスタートしてから毎年毎年のように基金の、それも一般財源基金と言われる財政調整基金並びに減災基金、これの繰り入れにより予算編成をおこなってきた経過がございます。平成20年前後からは、予算には計上するけれども、思った以上に普通交付税が来る中で、繰り入れをしないということも続いてまいりました。実際は、安定的に基金に手をつけないで、財政運営を執行していくというのが最も望ましいものではあるのですが、財政調整基金自体がそういった年度間の財源の調整、平準化、バランスを図るための基金でございますので、これがずっと次年度以降も引き続かないということも言えないのですけれども、引き続くとも言えないところでございます。ですから、基本的には一般財源の歳入のほうの不足もありましたし、一般財源を用いる歳出のほうの増加があったということで、この1億7,000万円という繰入金を計上したところでございます。

今後、当然、行財政改革はずっと続きますし、歳出の抑制、それから歳入確保策、そういったものを取り組むことによって、もし不足してもこれを繰り入れる額が少なくなる、もしくは繰り入れを計上しなくてもやっていける、そういった財政運営を引き続き努めていくことが重用だと考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

それで、歳入で地方交付税が大きいのだよと。これはもう新聞報道でもテレビでもマスコミでも発表されているのでいいのですけれども、例えば歳出のほうで、特に全般をとおして、目、節の中で、節約、縮小という部分は検討する中ではなかったのかどうか、それについて聞きたいのですけれども。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

歳出で抑制すべきところというのは、実は予算査定につきましては、一次査定、それから町長査定という形で何段階か手順を踏んでございます。また、予算の編成に当たっても、予算編成方針を定めまして、まず各課において経費の縮減、それから最も効率的な予算執行について努めるという指示をかけているところでございます。それに基づきまして、上がりました各事業につきまして精査した中で、削る部分は手いっぱい削っているつもりではございます。

ただ、実際不足したというのはありますし、昨年度、前年度、もしくは個別の経費で見ますと、例えば人件費が少し伸びているといいますか、職員数の関係もありますし、人件費が増えている、もしくは給料自体が少し上がっている、もしくは例えば公債費に関しても減っているのですけれども、維持補修、例えば去年は災害なんかで平成28年度においては補正で措置したけれども、それを引き続き平成29年度もそういった補修を行っていかねばならないというようなこともございまして、特定財源を持たない事業についてきっちりと減額に向かっていけなかったと。それは、査定が甘かったとかそういうことはなく、かかるときはどうしてもかかってしまうところが実態なのだと思えます。ですから、例えばその災害に対して、去年壊れて平成28年度は補正予算で措置したけれども、平成29年度当初で計上して災害対応をするとか、そういった特殊事情がなければ、多分もう少し歳出のほうも削れますし、繰入金のほうも減少したのだろうと考えているところでございます。

以上です。

○委員長

齊籐委員。

○齊籐徹委員

今の説明では、災害があつて、それでやむを得ないとわかったのですけれども、地方交付税も多分もう上がる要素はないと思うのですよね。多分、維持でいくか、下がっていくか。今回、たまたま町税は増えているのですけれども、第1産業の景気がよかったので町税が増えたのであろうと思うのですけれども、来年はまた保証されませんよね。一回、財政調整基金に手をつけてしまうと、額が1億7,000万円もですから、一回手をつけてしまうと来年の平成30年度の予算編成もまた、本当は手をつけてほしくないのですけれども、これからいろいろ公共事業をやっていく中で、残せるものは残していかないとならないのですけれども、やっぱり歳入に合った歳出方法を何とか試算していかないと、一回手をつけてしまうと、それがずっと行ってしまつて、最後に底をつくということも懸念されるので、平成30年度以降というのは、しっかり予算編成について、町長はどのように考えているのか、最後に聞いて終わりにします。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

当町の財政運営については、委員ご指摘のとおりであります。歳入に合った歳出を行う、そういう形で予算を執行していくというのは基本理念だというふうに思いますので、その思いは常に持って財政運営、予算編成を行っていきたいというふうに思っております。

ただ、総務課長が説明したとおり、今回のように特定財源を持たない予算が多くなってしまうと、やはり持ち出しが多くなってしまうということで、非常に財政運営が厳しい状態になるかなというふうに思っております。私もことしの予算を見て、委員もそう感じるかなと思いますが、大きな事業というのは特段正直ないという状況でこの財政運営であります。どこに要因があるのかというのは、私もいろいろ財政当局とも検討してまいりましたが、歳入の部分でやっぱり交付税の落ち込みがあるということ、また、歳出のほうでは財源がない事業が多いというようなことが要因なのかなというところで、目に見えないような形で支出が膨らんでいるのかなという思いでおります。

今後、委員のおっしゃるとおり、地方交付税が増額になるという見通しはないのかなというふうに思っておりますので、今後も身の丈に合った町の財政運営を行うということは肝に銘じてやっていくつもりではあります。いずれにしましても、無駄な歳出を避けるということが一番大事かなというふうに思いますので、どんな小さな支出も見逃すことなくしっかり行財政改革を行って経費の削減に努める。ただ、今後、必要なものについては、それに予算を充てていかなければならないということもご理解をいただいた上で、しっかり財政運営はしていきたいと思っております。

○委員長

そのほか、質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算に反対の討論を行います。

賦課徴税費の負担金、補助及び交付金の十勝圏複合事務組合負担金でございます滞納整理機構への支出でございます。日ごろから滞納対策で職員の皆さんが力を入れ、高い収納率を上げていることをよく承知しております。

そこで、町民町内の問題につきましては、町の職員で対策をとることが重要だと考えております。町の職員の皆さんによって、そのことは解決していくべきだというふうに考えます。そういう力を、私は、今の職員は備えていると感じております。

よって、本予算案に反対をいたします。

○委員長

次に、賛成の討論の発言を許します。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本予算は、地方創生の取り組みや自然災害に対する防災・減災対策など、多岐にわたる諸課題への対応が求められている中、産業や経済の活性化につながる宇宙のまちづくり推進事業、子供の健やかな成長を支援する学童保育所・児童館の建設事業のほか、去年の台風の影響を受けた地域経済や住民の生活を応援するプレミアム付特別商品券発行事業を初め、教育関係では、学校図書の利用向上を図るための図書館司書を増員するなど、活力あるまちづくりを進めるものの予算が計上されていると思います。

財政の健全化においては、8年ぶりに財政調整基金の繰り入れが計上されたものの、去年に引き続き公債費の減少や町債借入額が公債費償還額内に抑えるなど、持続的な財政運営に配慮された姿勢が認められます。十分に評価できるものと考えます。

以上のことから、平成29年度大樹町一般会計予算は、住民要望に十分に応えられる内容であることを考え、本予算案に賛成をいたします。

○委員長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○委員長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第24号平成29年度大樹町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

着席してください。

起立8名。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

日程第3 議案第25号平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

ちょっとすみません、勉強不足で、10ページの部分のまず簡単な質問を二つほどさせていただきます。

10ページの賃金で、レセプト点検等専門員賃金ということで45万1,000円なのですが、この点検等の等というのは、別な業務も入っているのかなということが一つお聞きしたいことです。

あと、それからもう一つ、ページ12の1目と3目で、療養給付費と療養費というふうなことでの目の中であるのですが、この違いをまず教えてください。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

まず1点目の10ページ賃金で、レセプト点検等専門員賃金ということの名称について、レセプト点検以外の作業が実際にあるのかというようなことですが、現時点では、古くの時代はちょっとわかりかねますが、近年の部分では、レセプト点検以外の業務は発生しておりません。点検以外作業、あるいはレセプト点検の専門員として必要な知識を得るための研修とかに出ていただいているという活動をしていただいております。ここで使っているレセプト点検等専門員、旅費のほうではちょっと等が外れておりますが、ここについては、事業科目の名称としてこういう形で残っているということでご理解いただきたいと思えます。

それから、12ページで使われています保険給付費の中で、療養給付費と、それから3目などで使っている療養費、この違いについてということでございました。

療養給付費につきましては、病院などの医療機関にかかった場合に、レセプトによって診療報酬が請求される、いわゆる現物給付という形で、保険で支払われるものについては、患者のほうで病院でお支払いにならないで、保険分は保険機関のほうから直接病院のほうに支

払われるというような仕組みになって給付されるものでございます。

それから、療養費につきましては、例えばマッサージですとか、針などの保険の対象になる施術のときに、この場合については、一度患者のほうがお支払いをいただいて、支払ったものの請求を持参いただいて、保険機関のほうに患者にお支払いをするというような仕組みになっている、そういうことでの色分けがされているとご理解いただきたいと思います。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

すみません、初歩的な質問、失礼しております。

それで、レセプト点検なのですが、国保連合会や何かでも一生懸命やっていたというふうには認識しているのですが、この単費というか専門員の方の誤りとか何か国保連合会のほうに行くのかもしれないけれども、効果のほどというか、実際の年ごとにどれぐらいの効果があるというか、そういうふうな効果判定というか、実際の額なのか、よくそこから辺医療費ですのでもわかりませんが、効果のほどはいかなるものなのでしょうか。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

レセプト点検に関しましては、国保連が1次審査をして、通したのについて保険者が判定すべきものについて疑義があった場合に、国保連のほうに再審査をお願いするというような内容になってございます。例えば病院で投与した薬剤、あるいは薬などの調合がその病気で果たして適切なものであるかどうかとか、あるいはその病気に対して同じ投薬がされている期間が長過ぎるのではないかなどの部分について疑義が生じたときに、こういった部分について再審査をお願いしますというような形で国保連に再審査の請求を上げるというような形での作業を行っていただいております。

その効果がどのくらい出ているかということでのご質問でした。大変申しわけございません、決算のときには用意している資料なのですが、予算に当たりましてはちょっと年度の実績の手持ちがございません。全くないということではなくて、件数についてはある程度の件数があって、金額換算でも数十万円程度のそれによる削減という効果が出ているように承知しております。

以上です。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

これも、お聞きしたいことがありまして、12ページで、療養給付費で予算額も減っていますし、それから、私自身理解できないのですけれども、12ページの高額療養費なんかは、僕の感じでは、テレビの見過ぎなのかもしれませんけれども、高度医療とか何かで、非常に

がんのことやいろいろな終末期医療だとかターミナルケアというのですか、そういうふうなことからいったら、非常に高額になっているよということなのですが、この予算書上ではそういうことが読み取れないのですけれども、なぜこういうふうな予算措置なのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長

林住民課長。

○林住民課長

療養諸費、それから高額療養費に関しましては、前年度を主にですけれども、それらの給付実績などをもとに、それらがどういう形で推移されるかというのをある程度予測しながらといいますか、前の年に比べて少し減少傾向であれば、そういう減少傾向なども考慮しながらとか、そういう形での予算の作業をさせていただいているところでございます。

平成28年度と比較しての予算上、減額という形での予算計上をしていただいています。が、さきの平成28年度の補正予算の中でも減額の補正を認めていただきましたけれども、平成28年度の実績見込みとして、これらの給付費が減少傾向であるということなどを考慮して、平成29年度の当初予算につきましても減少で計上させていただいたという内容になってございます。

これの主な要因といわれますとなかなか判断が難しいのですけれども、一番大きな要因としては、保険の被保険者数、対象者の数が減ってきているということがありますので、そういった意味では、保険を使って病院にかかれるような方も少なくなっているというようなことで、そういったものが大きな要因になっているかというように推測しているところでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

後期高齢者医療特別会計全般についてなのですが、この広域連合ということで、今まで老人保険ということでやっていて、よかったと私は思っているのですが、全体として大きくなる、今度国保も大きくなるのですが、やっぱり地域の事情をよくつかんでいる、そういうことから後期高齢者医療は、大きくなるというのは確かに効率がいいのかもしれないのですが、被保険者そのものをつかんでいくということから、やっぱり今までどおりの老人保険のままでよかったのではないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま総括質疑になるのかなと思いますが、後期高齢者医療の制度のあり方についてのご意見をいただきました。後期高齢者医療、この制度ができたときに、後期高齢者という言葉はいかかなものかというところのご議論があったというふうに思いますが、この制度ができてからもう大分たつと思います。今の制度としては、この制度が高齢者の医療を守る、守っていくという部分では、この制度が唯一だというふうに思っておりますし、私どもは必要な制度だと思っておりますので、今後もこの制度で後期高齢者の医療の円滑化を図っていくべきと思っております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

これをもって、質疑を終了いたします。
これより、歳入歳出の総括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。
志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております議案第26号平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

この制度は、発足当初から高齢者を区別するということになる、また保険料を払わなくてもよかった人も払わなければならなくなり、批判が多かったものでございます。一部是正されたものの、かつての老人保険制度でよかったというふうに私は考えております。

よって、本予算案に反対をいたします。

○委員長

次に、賛成討論の発言を許します。
船戸委員。

○船戸健二委員

ただいま議題となっております議案第26号平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築されたものです。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、9年を経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収、対象者の加入・脱会の届け出、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところです。

本会計においては、事業を円滑に進めるための適正な予算編成がされているとことでありますので、本予算に賛成いたします。

○委員長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○委員長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

着席してください。

起立8人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号平成29年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

まず、ページ2の歳出の総括のことでお伺いしたいことがあります。

一つは、2款の保険給付費で6億円ということなのですが、これは要支援1、2というか、それはこの中には外されている部分というか、町が担うべき単費の部分となっているのか、それとも平成29年度は従前の方法なのかということが1点と、それから、3款の地域支援事業ということで、予算も4,100万円ほど増えておりますけれども、この中でその他の財源で4,725万3,000円ですか、入っているのですけれども、その他の財源というのはどんな財源なのでしょう。

まずは、その2点をお願いいたします。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、歳出の保険給付の部分につきましては、本年4月から日常生活支援総合事業が始まりまして、一部要支援の方につきましては、介護給付費から地域支援事業費のほうに移る方もおります。ただ、一方で従来どおり介護給付でお支払いをする、例えば福祉用具とか住宅改修とか、そういうものについては従来どおり介護給付で要支援の方たちも支払うということで、その方によって保険給付で払う場合と地域支援事業費で払う場合というふうに分かれております。

次の地域支援事業費の財源ということなのですが、地域支援事業につきましても、委員ご承知かもしれないのですが、介護給付費と同じように国・道支払基金、あとは保険料

という割合が決まっております、その割合に基づいての特定財源ということになっております。

以上でございます。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

国何ぼ、道何ぼ、市町村何ぼの、その財源ということなのですね。

それで、前もちょっと心配というか危惧というか、この中で地域支援事業も一般財源で890万円というぐらいの額ですから、まだ今のところはそんなに負担感がないのかもしれませんが、ちょっと私が心配しているのは、通常、僕の聞き間違いかもしれませんが、療養給付費の何ぼの分については、今、課長のお話ししたような国ルール、国、道、町村の分で持っていただけるけれども、そうでないものについては、単費になる可能性があるというふうに僕はお聞きしたのですけれども、それは間違っただけなのか、ちょっと知識が曖昧なものですから、そのところをお話しいただければと思います。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

介護保険制度が始まりまして、地域支援事業の制度が入ってきたときには、ルールの3%という枠が実際ございまして、そこまではいいよということで、介護予防にその分を努めてくださいということでした。今回の制度改正に伴いまして、その3%の枠は基本的にはなくなりました。そういったことで、地域支援事業の対象になるものにつきましては、基本的には先ほど申し上げたルールでということになってございます。

2ページの歳出の一般財源というところですが、この部分は表現上一般財源というふうになっておりますけれども、財源として1号の保険料が当たっておりますので、そのように見ていただければと思います。

以上でございます。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

これから、第何期だかの介護保険の計画というか、本格的になっていくと思うのですが、この介護保険を担当していて、今でも介護保険は、大樹は高額な町村のグループに入っていると思うのですが、非常に難しいかもしれませんが、大樹の人口動向ですとか高齢者の割合だとか、そういうふうなことから、どうなのでしょう、介護保険というのは、さらにまた限りなく全道でベスト10ぐらいに入るような恐ろしいことにならないかなというふうに危惧しているのですが、そういうふうなことについては、事務方としてどのようなお考えを持っているのでしょうか。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

事項別の9ページの保険給付費のところをちょっと見ていただければと思うのですが、保険給付費の部分、1項の介護サービス等諸費のところ、各種サービスの新年度の予算を計上させていただいております。ここの部分で、大体大樹町は1年間に今までのペースでいきますと、大体総額で6億円程度のサービス給付費が必要とされておりましたけれども、最近はその推移を見ますと、若干ではありますけれどもちょっとサービスの量が減ってきているというのはございます。これは、高齢者の数は実際増えてきているというのがございますが、認定者数がほぼ横ばい、あるいは微減の傾向がありまして、そういったことで給付費のほうも、個々ではないですけれども、昨年の実態等に合わせまして若干減らした形で予算編成ということになっております。

ただ、第7期の介護保険計画につきましては、3年間ということですので、今後3年間の推移を見なければならぬので、介護保険料につきましてどのようになるのかというのは、ちょっと今の時点ではわからないですけれども、こういった傾向が続けば、少なくともある程度抑えられるような形で推移していくのではないのかなというふうには考えておりますが、まだ実際きちんとした形での推計はしておりませんので、何とも言えないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

次、メモしているのが、何でこんなに介護サービスの三角で予算、どうしてなのですかというようなことを聞こうと思っていたのですけれども、今、課長のほうでおっしゃっていただいて、国保なんかでも、何でもそうなのですから、人口のそういうふうな圧というのがマイナスな意味で働いているから、こうやって国保でも介護保険でも、こういうふうになっているのかなとは思ってはいるのですけれども。

でも、私たちのような年代の者が、2025年問題とよく言われているように、これからはなお、介護保険なんか大変になっていくのではないかという、そういうふうな認識を持っておりますので、同じ課ですので、健康寿命というのですか、そういうふうなものを、先ほど「ふまねっと」の話もさせていただきましたけれども、「ふまねっと」を含めて、いろいろことぶき大学やいろいろなものの町の資源を最大に活用して、何とか介護保険やこういうふうな給付関係のほうも大きく伸びていくようなことのないようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いしますということで、頑張りますだけ言ってもらえば、それで。

○委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

介護予防も十分大事だということも認識しておりますので、そういった形で取り組んで、給付費のほうを抑えられるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第27号平成29年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

ご意義なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

本当は、一般会計でやればよかったですけど、余りないとまずいだろうということで、ちょっと聞かせていただきます。

時間外が、現実的に162万9,000円と金額が載せられてございます。時間外勤務手当、12ページ、介護保険サービス特別会計のところ。時間外が出るということは、勤務は多忙なのか職員が足りないのか、何なのかなというふうに思いますので、そこら辺だけちょっと聞かせてください。

○委員長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

時間外勤務手当、特別養護老人ホームの部分でございまして、この時間外が発生するところでは、職員数、日勤勤務者が少ない場合、例えば早番で4時ぐらいに帰れる職員が夕食介助まで1名足りない分を実際に労働するですとか、あとは、病欠でぽっかり穴があった部分、やっぱりその部分をほかの職員がサポートするというのもございまして。また、今、1名職員減という状態になっておりまして、今年度採用の募集を行いましたけど、平成29年度も1名減という状況でございまして、その部分でカバーし合うというところで時間外勤務手当が発生しております。あとまた、夜にしか全員集まるとの会議が持てないというところもございまして、定例のそういう会議のときに1時間だけ時間外をつけているという会議もございまして、恒常的にそういう時間外が発生しております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

町長ね、1名足りないのです。人間ですから、病気になったりいろいろな事情も入所している方が救急事態も起きるだろうし、いろいろな問題があるのだろうというふうに思いますので、町長、特にね、大先輩方、自分でなりたくて具合悪くなったり、言い方を変えれば、体の調子が悪くて1人で、お世話になっているという方もいるのだろうというふうに思います。どうか、職員を速急にこの部分、負担も大変だというふうに私も見ております。ですから職員が集まるような、待遇も少し考えていただいて、報酬というか給料については、条例で決まっていますので、さわることはできないにしても、何らかの形を職員の皆さんにご負担を余りかけないように早く職員をそろえていただくようお願いをしたいと思いますけど、町長、何かいい方策ございますかね。

本当は、いないのでしょうか。どこも足りないのですから。ご苦労をかけていますので、もしあれであれば、1時間ぐらい手伝えというボランティアを募集するとか、案ですよ。結構、時間あいている方、ここの議会でもいるのだと思うのです。運動に一生懸命頑張っている人もいますし、何もしないでぼっとしている方もいるのだろうというふうに思いますので、そういう僕の家ですが、1時間でも手伝ってくれませんか。そして、ボランティア協議会もあるわけですから、お願いをしてくださいよ。1時間でも手伝っていただける方はおります

かとか。こういうやり方も職員の皆さんの負担が減って、時間外が減るといような方策を町長、何か練っていただければありがたいと思うので、答弁はいいですから、言っていたら、そういうお願いをしたいと言っていたらありがたいと思います。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま特養の介護職員の時間外勤務手当、または処遇、そして人員の確保等のご質疑をいただいております。

委員もご承知のとおり、介護職員については慢性的な人手不足であると。大樹に限らずということでありまして、なかなか求人をして来ただけでないという現状にありますので、新年度も鋭意職員の確保については、知恵を絞って、汗をかいてまいりたいなというふうに思っております。

特別養護老人ホームには多くの方々がボランティアでかかわりを持っていただいております。花壇の清掃でありますとか、おむつとかタオルの畳みとか、いろいろな部分でボランティアをいただいておりますので、今後、可能性があるのであれば、介護の関係についてもお手伝いいただけるような場面が考えられるのであれば、ぜひとも当たってみたいなというふうに思っております。介護の関係でボランティアをやっていただける方がここにもいらっしやいましたら、随時募集しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

今、人足りないよというようにお話を聞いて大変心苦しい質問なのですが、基本的には特養は介護度3からの人で、特例入所があるということも承知しております。ちょっと前までは100人オーバーの待機者がいたのですが、今は直近なり、どこかデータのあるそのところで構わないのですが、今は待機者の方はどれぐらいの人数なのでしょうか。

○委員長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

直近の人数といたしましては、1月に入所検討委員会というものを開いておりまして、その時点での人数は56名の待機者となっております。その方たちは、要介護3以上、4、5の方ということになっております。

○委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

参考で、俗に言う特例入所に該当されると思われる1、2の方も、諦めている方もいると

は思いますけれども、そういうふうな3未満というのか、1、2の方のご相談なんかはどうですか。

○委員長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

特例入所の方のご相談も随時ございまして、実際のところ、平成28年度におきましても特例入所で要介護1の方が入所ということで、緊急的に入所に至っている方もいらっしゃいますので、その緊急度に応じて要介護が1でも2でも、特養のほうに入所していただくというような体制は継続してとっております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第28号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

ご意義なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたします。

日程第7 議案第29号平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、歳入歳出の総括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第29号平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

意義なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第8 議案第30号平成29年度大樹町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、歳入歳出の総括質疑を行います。
質疑はありませんか。
安田委員。

○安田清之委員

水道会計は慢性的な赤字と、一般財源から繰り出しという状態が続いております。町長は、前の町長もそうですし、今の町長も、水道料金の見直しは考えると言いながら、水道事業は本当に大丈夫かなと思っております。

一般財源から水道事業へ特別会計に繰り出しているものは借金でございますので、その借金はいつお支払いになるようなお考えを、水道課長はお思いですか。一般会計から水道事業に繰り出されている、あれは借金なのですよ。あれを払う意識はあるのかないのか。そのまま踏みつぶすのか。そういうお考えは内部で協議されたことがあるかどうか、お聞かせください。

○委員長

松木総務課長。

○松木総務課長。

ただいま、一般会計から水道事業会計への負担金、補助の部分でご指摘をいただきました。

ただいま一般会計から水道事業会計に繰り出しているお金につきましては、全額、公営企業への繰出基準という国の総務省が定めました基準に基づいて繰り出しをしてございまして、その財源については、全額が普通交付税で措置された分、これはあくまでも水道事業会計のためだよという形で算定されたものを、私どもは一般会計のほうから水道事業会計に繰り出しているところでございまして、水道事業会計の起こした起債も当然含まれていますが、水道事業会計の借金を一般会計が賄うという図式にはなってございません。

以上です。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

認識不足でございました、交付税で。

だけど、交付税も減りますよね。そうしたら大変な事態が起きるのだろうというふうに思います。国の財政も大変な時代を迎えているから、いつかまた圧縮をしてくる可能性はあるわけですね。交付税、これをゆっくりお考えいただかないといけないと思いますので。

毎年、毎度言っておりますので、料金の、またすぐ言われるのですが、農家の方の料金が安いと。営農用水からの始まりだというような、もう何十年もの話ですから、今、水道会計特別事業というきちとした形になっているわけですから、今後、生命を守るためにも水は必要、動物も必要でございますけれども、当委員会の経済常任委員会が皆さんにお示ししたとおり、料金の見直しも考えるべきと答申をいたしました。これあたりは、町長はどういうふうに受けとめていただけるのかどうか。委員会がきちっと委員会報告をしているわけですから、そこら辺の中身について、どのような思いがあるかどうかだけお聞かせください。

○委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、水道事業の関係で、料金の設定のあり方、見直しの関係のご意見をいただいております。

全ての会計において、収入で支出を賄うというのは当然のことでもありますし、そういう部分では、水道会計も若干収支の関係は大変厳しい状況にあるというのは、私が申すまでもないかなというふうに思っております。

昨年の台風災害による断水の関係も含めて、水道事業の使命としては、きれいな水を安定的に利用者の皆様に供給するという使命を負っているということでもありますので、この会計を運営するに当たっても、まずは第一義は、そういう目的を達成するために、この事業をやっていききたいというふうに思っているところであります。

それぞれの料金の用途ごとの単価につきましては、今までの町の施策と申しましうか、それぞれの単価で定めているところでもありますし、ご指摘のとおり、営農の部分については、町の産業の振興という部分も含めて低額に抑えているということは、私が申すまでもない状況であります。

私は、いまいま水道料金の用途の部分については改定をするという思いはありませんが、都度この事業の中身等については注視をしていきたいなというふうに思っておりますし、必要な段階で料金の改定も含めて、この水道会計のよりよい健全化に向けたあり方については、また都度協議をさせていただきたいというふうに思っております。

平成29年度においては、水道料金の改定の見直しについては、今のところ検討の予定はないということも含めて回答とさせていただきたいと思っております。

○委員長

安田委員。

○安田清之委員

水道事業を健全にやるためにも、今のところは見直しはないという町長の英断だろうというふうに思います。しかしながら、いつまでも英断、振興のため水道事業は持っていけないというふうに思っておりますので、早い段階の見直しをご検討いただくようお願いをしておきます。

逆に言いますと、つくっている単価は平等なのですから、料金が安いというのは使うからだというようなご意見もあるようでございますが、振興もあるということも重々わかっておりますので、だけど、水道事業をやる上では、農家だけを守るわけにはいきません。しっかりとその部分は肝に銘じて、今はやることはできないだろうなと思っておりますが、ずっとこれは、私が議員の間は水道事業に対しては物を言いますので、しっかりご検討いただきたいと思います。

答弁はよろしいです。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号平成29年度大樹町水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

意義なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第31号平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

資料でいただいた文の中でお聞きしたいことがあるのですが、緊急患者というか、搬送されてくる、ちょっとこのごろテレビで医療系のドラマをずっと見ているものですか、大変だなと思っているのですが、大樹の町立病院というのは、5時以降なのか朝までということで、緊急患者の方というのはどれくらい入ってくるものなのでしょうか。土曜日曜も緊急患者なのではないでしょうか。

○委員長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

町立病院における救急患者の受け入れということでございますけれども、平成27年度の数値で一年間まとまった数字がありまして、土曜日曜含めまして1,141名の患者が時間外に病院のほうに受診されるということになっております。

あと、救急搬送につきましては、一年間で149名の方が救急車によりまして搬送されているということでございます。これは、時間外問わず、日中とかも含めてということであり

ます。

○委員長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

どちらでも誰でもいいのですけれども、よく町立病院、ここ少し少ないときには2億7,000万円ぐらいから大体建築のときは3億5,000万円ぐらいということで、一般会計のほうから出ているのですけれども、何となく今までずっと聞いていた中では、3億円のうちの1億5,000万円は交付税で措置されているのだから3億円ではないのだよというふうにお聞きしているのですよね。交付税だから、それが現物でないですので、一応それが正しいとしたら1億5,000万円。

それから、あと減価償却6,400万円されていますけれども、ちょっとこれは企業にいる人にとってみたら怒られるかもしれませんけれども、僕の感覚では、お金が別段出ていないのだから、その分を引いた実質の本当の町立病院の俗に言う赤字というか、現金的なお金でいう赤字というのは9,000万円ぐらいかなと自分で勝手にそのように思っているのですが、そのような認識というのは間違っているというか、正しいのか。そこら辺のお考えを聞かせていただいて、1億円以下だったら町民の命をこれだけ守ってくれている施設ですので、町民の方も理解されるのではないかなと思うのですが、そのような考え方というのは成立するのでしょうか。

○委員長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

町立病院に対する一般会計からの運営費の繰り入れという形で、今年度3億1,000万円の予算を計上させていただきましたけれども、そのうち交付税措置されている分といたしましては、普通交付税、特別交付税を合わせまして、1億6,100万円ほど普通交付税が入っております。ですので、現実的に一般会計からの純粋な持ち出しといいますと、1億5,000万円というような部分になってくるかと思えます。

実際に、会計上、現金の動かない減価償却費というものがありますけれども、そういった部分は、実際、経常支出するという形になってございまして、それは現金の支出はされませんので貯まっていくわけでございます。そういった部分を含めまして、実質の収支といたし

ましては、平成27年度の決算では1,500万円ほど損失という形になってございます。
以上です。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第31号平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての
件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

ご意義なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありま
せんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

ご異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

○委員長

これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会は、本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○委員長

これで、特別委員会を閉じます。

閉会 午後 3時15分